

武藏野市第五期長期計画案

(平成 24 年度～33 年度)

平成 23 年 11 月

武藏野市第五期基本構想・長期計画策定委員会

目 次

まちづくりの視点と目標	1
1 まちづくりの視点	1
2 まちづくりの目標	2
第1章 市勢	3
1 概要	3
2 将来展望	3
1)人口構成	3
2)財政計画の概要	4
第2章 長期計画策定方式	5
1 武藏野市方式の継承	5
2 長期計画の役割・位置づけ	5
3 計画期間と計画のローリング	6
4 進捗管理と評価	7
1)進捗管理	7
2)評価	7
第3章 これまでの成果	8
1 第四期基本構想・長期計画(平成17~26年度)の実績と評価の概要	8
2 第四期長期計画・調整計画(平成20~24年度)の実績と評価の概要	8
第4章 基本的な考え方、市政を取り巻く主な動向、基本課題	9
1 本計画の基本的な考え方	9
1)市民自治の原則	9
2)計画的な市政運営	9
3)市民視点の重視	9
4)広域連携の推進	9
2 市政を取り巻く主な動向	10
1)状況等の変化	10
2)本市における東日本大震災の影響	10
3 本計画期間における基本課題	11
課題A 地域社会・地域活動の活性化	11
課題B 公共サービスの連続性と情報連携の推進	11
課題C 市民施設ネットワークの再構築	12

課題D 都市基盤再整備の推進	12
第5章 重点施策 13	
1)地域リハビリテーションの推進	13
2)子育てネットワークの多層化	13
3)情報の収集・提供機能の強化	13
4)市民施設のネットワークの再編	13
5)新クリーンセンターの建設と周辺まちづくりの推進	13
6)上下水道の再整備	13
7)三駅周辺のまちづくりの推進	13
第6章 施策の体系 14	
I 健康・福祉 14	
基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ	14
基本施策2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進	15
基本施策3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進	16
基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり	16
基本施策5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備	17
II 子ども・教育 18	
基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	18
基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	19
基本施策3 青少年の成長・自立への支援	19
基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	20
基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	20
III 文化・市民生活 23	
基本施策1 地域社会と市民活動の活性化	23
基本施策2 互いに尊重し認め合う社会の構築	23
基本施策3 市民文化の醸成	24
基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	25
基本施策5 地域の特性を活かした産業の振興	26
基本施策6 都市・国際交流の推進	27
基本施策7 災害への備えの拡充	27
基本施策8 多様な危機への対応の強化	28
IV 緑・環境 29	
基本施策1 緑・環境都市形成に向けた市民の自発的・主体的な行動を促す支援	29

基本施策2 環境負荷低減施策の推進	29
基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進	30
基本施策4 循環型社会システムづくりの推進	30
基本施策5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応	31
V 都市基盤	32
基本施策1 地域の特性に合ったまちづくりの推進	32
基本施策2 都市基盤の更新	33
基本施策3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備	33
基本施策4 道路ネットワークの整備	34
基本施策5 下水道の再整備	35
基本施策6 住宅施策の総合的な取組み	36
基本施策7 三駅周辺まちづくりの推進	36
基本施策8 安全でおいしい水の安定供給	38
VI 行・財政	39
基本施策1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進	39
基本施策2 市民視点に立ったサービスの提供	39
基本施策3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり	40
基本施策4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用	41
基本施策5 社会の変化に対応していく行財政運営	41
基本施策6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営	42
第7章 財政計画	44
1 日本経済の動向	44
2 武藏野市の財政の状況と課題	44
3 財政計画の策定の方法について	46
4 財政計画(平成24~28年度)	48
5 財政見通し(平成29~33年度)	50
付表	53
<付表1>施策体系図	54
<付表2>主な個別計画一覧表	72
参考	74
<参考>策定の流れ	74
<参考>用語説明	75
第五期基本構想・長期計画策定委員会 委員名簿	86

まちづくりの視点と目標　－　武蔵野から新しい都市像を開こう－

武蔵野市は、昭和 22 年(1947 年)の市制施行以来 60 余年を経て、市政運営は大きな曲がり角を迎えている。

少子高齢化が進み人口減少に向かいつつあること、経済は成長から経常化に入っていること、資源・エネルギーなどの環境制約が厳しくなったこと、単身世帯の増加などによる近隣関係の希薄化が進んでいることなど、長期的な視点で見ると、市政を取り巻く状況は大きく変化している。一方、市民の間にも、20 世紀後半の高度な消費や利便性志向から、身近なものや人を大切にするライフスタイル志向へと向かっている。それらに対応する市の政策も、かつての新規・拡大の時代を経て、新しいニーズへの対応を踏まえたリデザイン・リニューアルの段階に入った。

こうした状況の中で、文化、環境、地域社会、財政などのあらゆる面で、誇りを持って次世代に継承できる「持続可能な都市」に向けたまちづくりを行っていかなければならない。

本計画期間は、これまで 40 年にわたって進めてきた計画行政の大きな転換点にあり、21 世紀前半の武蔵野市政の方向を決める重要な位置にある。本市で培われてきた都市文化や市民活動・事業活動の持ち味を活かし、武蔵野から新しい都市像を創造していくため、次のまちづくりの視点と目標を掲げる。

1 まちづくりの視点**1) つながりを広げよう**

武蔵野市は成熟したうるおいのあるまちとして知られている。それは市民のあいだの信頼や「縁」によって織りなされている。隣人との縁、家族と家族の縁、学習や活動によって結ばれる縁。こうした結びつきによってこそ、一人ひとりの幸せや安心が実感されるようになる。

誰もが自分の居場所として感じられる地域社会をめざそう。隣の人と挨拶を交わそう。地域の集まりのひとつに顔を出してみよう。市民が互いに閉じ込もらず、つながりを広めることは、市民が強くなるための第一歩である。

2) 多様性を力にしよう

武蔵野市は住宅と商業、文教施設と公園、伝統と若者文化など、それぞれが高い質を有するとともに、それらが溶け合い、調和するところに大きな魅力がある。こうした多様性こそが力である。新しい時代の生活志向にマッチした地域社会のあり方が模索されている。

年齢や性別を横断する多様性、単身者から子育てファミリー、高齢者までを含む多様性、国籍や文化的な背景の違いを活かした多様性、武蔵野市外で就業する住民、在住し事業を営む住民、市外に在住し市内で事業を営む人々の多様性。こうした多様性を生き生きとした活力に変えて行こう。

3) 市民の意識を行動に変えよう

誰もが武蔵野市の地域社会に暮らすことに誇りをもっている。地域社会の様々な人たちの活動によってこそ、自分の生活が支えられていることを感じている。こうした市民としての自覚を行動に変えていこう。武蔵野市の市民参加をさらに発展させながら今後 10 年のまちづくりに活かしていこう。

身近な地域社会の様々な課題解決に向けて、思いや意識を共有しながら一人ひとりが行動することがあらためて求められている。市民の誰にも市民としての活動の機会、出番がある。こうした地域社会をめざそう。市民としての意識を日常の行動に変えていこう。

2 まちづくりの目標**1) 自治と連携によるまちづくり**

自治体の姿は自治の力によって形作られる。市民、団体、企業など多様な主体がそれぞれの自治をベースに連携しながら地域の力をはぐくむことが求められている。加えて周辺自治体や友好都市等との都市間の連携も、ますます重要性が増していく。

将来にわたり安心して生活することができる地域社会にするため、本市ならではの自治と連携のまちづくりを推進する。

2) 支え合いをつむぐまちづくり

少子高齢社会が進展し単身世帯が増加する中で、福祉、子育て、教育や防犯・防災などの暮らしの中の課題に取り組んでいくためには、相互の理解と尊重をベースとしたコミュニティのネットワークが求められている。

地域に暮らす人々が、温かなつながりによって互いに結びつき、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる支え合いをつむぐまちづくりを推進する。

3) 平和で美しいまちづくり

武藏野市は良好な住宅地と賑わいのある商業地、緑豊かな景観、良質な生活文化と芸術文化の蓄積がまちの個性や魅力を形づくってきた。今後も、平和な社会を前提とした本市ならではの市民文化を充実させていくことが求められている。

都市リニューアルや災害に強いまちづくりを進めるとともに、都市文化の表出である美しい街並みの形成などを図っていくことで、平和で美しさを誇れるまちづくりを推進する。

4) 環境と共生するまちづくり

武藏野市の特色である街の緑を一層充実するとともに、省エネルギーと新エネルギーの活用による地球環境に配慮したライフスタイルを推進することにより、やすらぎとうるおいのある社会を目指していくことが求められている。

きれいな水、身近な緑、多様な生物など、健康で安心して生活できる環境を次の世代に引き継ぐために、環境と共生するまちづくりを推進する。

第1章 市勢

1 概要

本市は、区部と多摩部の接点にあり、奥多摩や島しょ部を除くと東京都のほぼ中央に位置している。市域は東西 6.4km、南北 3.1km、面積 10.73 平方 km と自治体としては狭小であり、地形はおおむね平坦である。

人口は外国人登録数を含め 13 万 8,307 人(平成 23 年 4 月 1 日現在)であり、昭和 40 年代から 13 万人台でほとんど変わっていない。全域が既成市街地化しており、人口密度は大変高く、新規に開発する余地はほとんど残っていない。

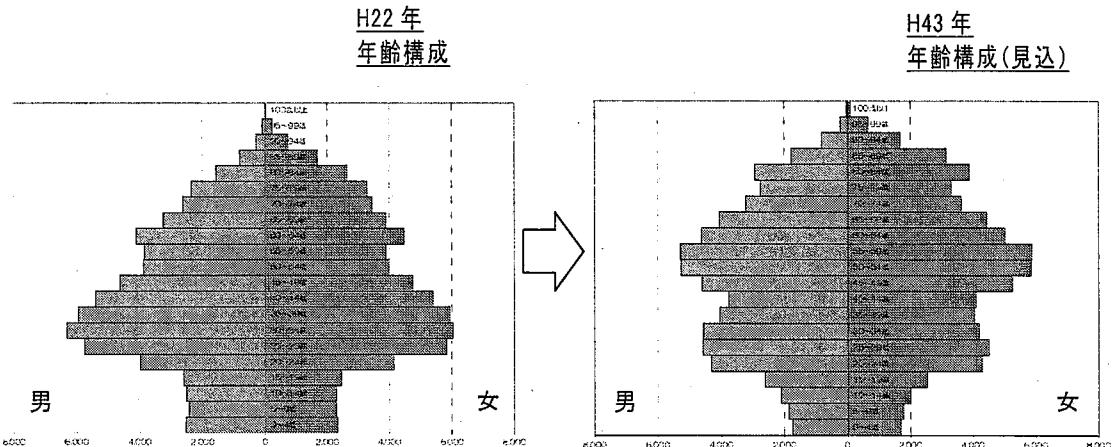
市内には、JR 中央線の三駅(吉祥寺、三鷹、武蔵境)を有しており、吉祥寺駅には京王井の頭線が、武蔵境駅には西武多摩川線が乗り入れている。南北方向の移動はバス交通が担っており、ムーバスが公共交通の空白地域を補完している。そのため、交通の便が良く、緑豊かで閑静な住宅地の広がりとともに、都内有数の商業地や企業の先端研究施設、多くの大学などを有しており、昼間人口が夜間人口より多いなど拠点都市としての性格を有している。三駅を核として特色のあるまちが形成され、緑豊かな魅力のある都市として発展してきたことから、様々な調査で住みたいまちとして高い評価を得ている。

一方、下水道をはじめとする都市インフラは、早期に完成したことから他自治体よりも早くリニューアルの時期を迎えており、今後の都市のあり方等を考えながら取り組んでいく必要がある。

2 将来展望

1) 人口構成

本市で実施した将来人口推計によると、現在の人口約 13 万 5 千人が大規模な土地の再利用(集合住宅化・高層化等)により、平成 30 年には約 13 万 9 千人まで増加した後、減少期に移行し、平成 43 年には約 13 万 7 千人になると推計されている。現在の人口構成は、14 歳以下の年少人口は 10.8%、生産年齢人口(15~64 歳)は 69.0%、老人人口(65 歳以上)は 20.2% である。今後、高齢化率は、平成 32 年には 23.3%、平成 43 年には 26.7% に達し、超高齢社会が到来すると予測されている。一方、未就学児数については、大規模開発に伴い平成 24 年度までは増加するものの、その後は、減少基調となる。このように、年少人口と生産年齢人口が減少し、老人人口が増加することにより、世代構成にアンバランスが生じ、様々な課題が発生することが予想される。また、世帯当たりの平均人口は 2.0 人/世帯をすでに下回っているが、単身世帯の増加傾向は進んでおり、世帯当たり人口も低下するものと予測されている。

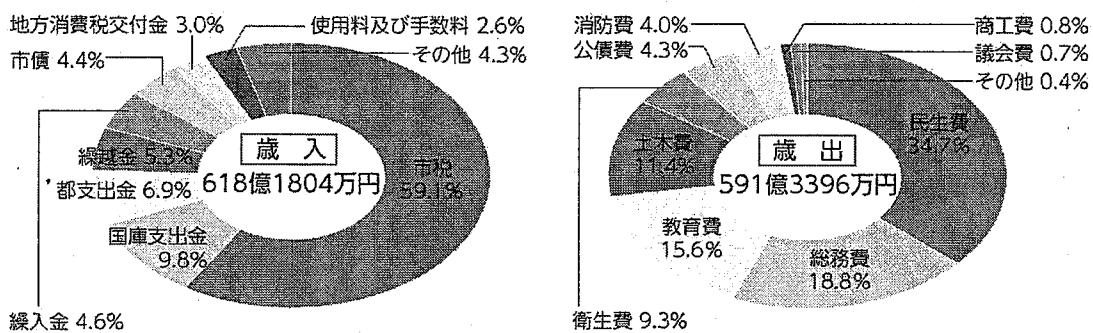


2)財政計画の概要（詳細は第7章財政計画を参照）

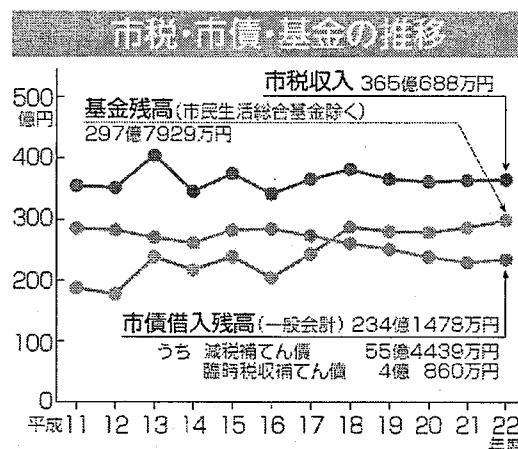
① 財政の状況と課題

本市は、今まで健全な財政を維持しており、歳出は毎年約 540～570 億円台を推移している。市民の担税力は比較的大きく、歳入(平成 21 年度決算 605 億円)のほぼ 30%が市民税、23%が固定資産税によるものである。市税収入はこの4年間 360 億円台を推移しており、平成 21 年度末現在で、基金積立金は約 280 億円、借入金(借金)は約 230 億円(下水道会計、土地開発公社含めて約 360 億円)となっている。今後、歳出面では、扶助費や物件費等の増加を、どの程度抑制していくかが、大きな課題のひとつである。

【平成22年度財政状況等】



財政指標			
指標 年度	財政力指数 (3年平均)	経常収支比率 (%)	公債費比率 (%)
平成20年度	1.67	87.1	2.9
21年度	1.61	86.4	2.3
22年度	1.55	88.6	1.8



② 財政見通し

歳入については、当面の間市税の增收は期待できる状況ではない。また国庫補助金についても、国の一括交付金化の動きが市の歳入にどう影響するか不透明な状況である。歳出については、新武藏野クリーンセンター(仮称)施設建設や老朽化が進む公共施設の保全経費等が予定され、基金の取り崩しと借入金(借金)の増大を視野に入れる必要がある。今後の財政状況は、依然厳しい状況が続くと考えられる。

第2章 長期計画策定方式

1 武蔵野市方式の継承

本市では、昭和46年に策定した第一期以来長期計画を、総合計画型地域づくりのための自治体計画として定めてきた。市民委員による策定委員会を中心とした市民参加・議員参加・職員参加により策定を行ってきており、本計画でもその委員会方式をはじめとする武蔵野市方式を継承する。

また、個別計画との整合性を重視するとともに、公募市民による「武蔵野市の将来を考える市民会議」、無作為抽出市民によるワークショップ等、多様で広範な市民参加の機会の設定などの新たな試みも取り入れ、多くの市民の参加により計画を策定する。

《武蔵野市方式について》

武蔵野市方式とは、市民参加、議員参加、職員参加による策定をはじめとする、下記のような、長期計画を中心とした計画的市政運営に関するシステムのことをいう。

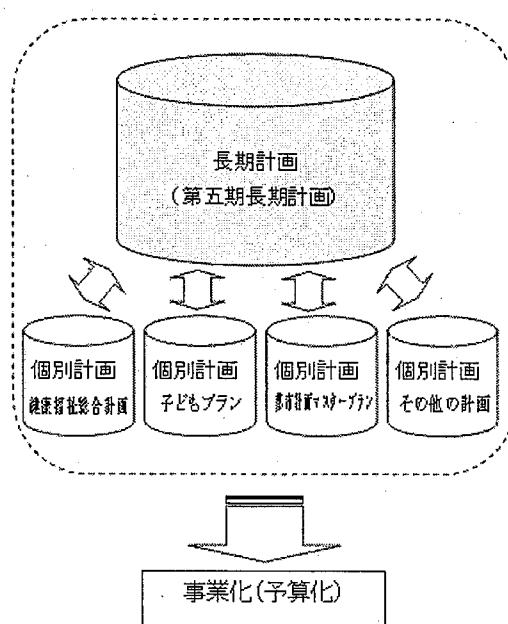
- * 策定作業前に、地域生活環境指標及び人口推計等の調査を実施し公開するとともに、市政アンケート及び市民意識調査を実施することで市民ニーズを把握
- * 市民委員による策定委員会を設置
- * 市民参加、議員参加、職員参加により策定
- * 策定過程における市民参加のため討議要綱及び計画案を市報で全戸に配布
- * 市長及び市議会議員の任期に合わせた4年ごとのローリング方式による実効性の担保
- * 長期計画と予算・決算の連動
- * 長期計画に掲げた施策・事業を各市民委員会や市民参加により実施
- * 長期計画に基づき毎年主要事業を指定し進行管理を実施
- * 事業実施にあたり職員の法務能力向上のため例規類集を毎年改定

2 長期計画の役割・位置づけ

本市では、長期計画と各政策分野で定める個別計画が、長期計画に収束する形で計画体系を構成しており、この計画体系に基づき総合的かつ計画的に市政が運営されている。

個別計画は、健康福祉総合計画・子どもプラン・都市計画マスタープラン等をはじめとして各施策分野における課題に応じて定められたものであり、現在、約40の計画がある。それぞれが市民、関係団体、専門家等の参加のもと策定されたものである。これらの計画は、策定根拠が法定であったり任意であったり、また計画期間も制度的に定められている場合や任意のケースがあるなど、その策定目的などによって異なっている。

長期計画は、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに限りある政策資源の有効活用を図り、総合的で計画的に



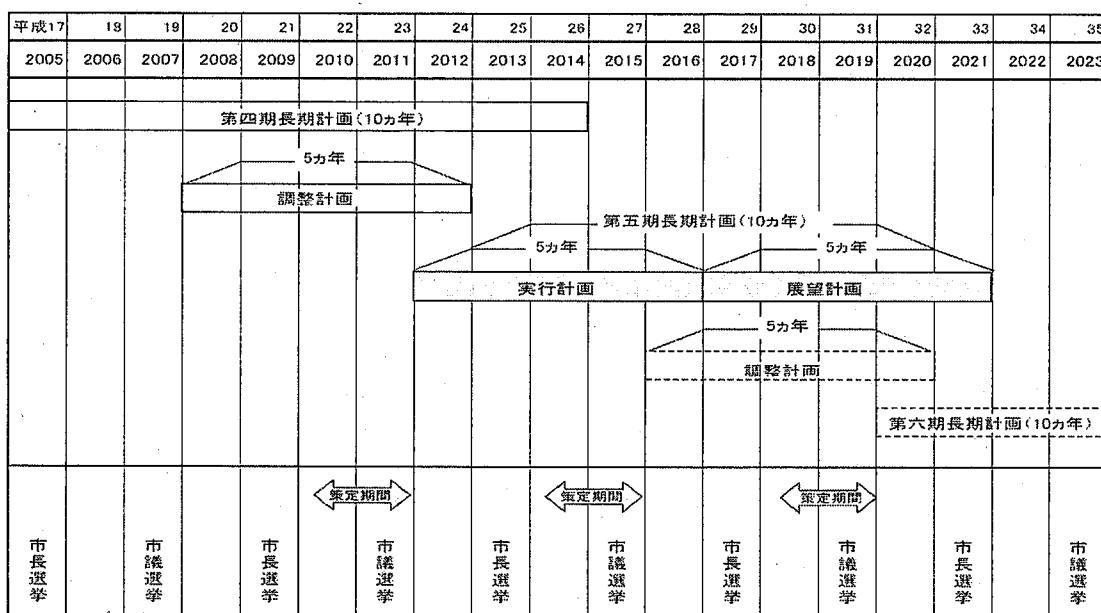
市政運営を行うため、基本理念、計画期間に実施すべき施策及び財政見通し等を定めるものである。

本市では、事業化(予算化)にあたっては、各政策や事業が長期計画に位置づけられていることを前提としており、長期計画は、計画性のない事業実施などに陥らないようにする役割も担っている。

3 計画期間と計画のローリング

本市では長期計画の計画期間を10年間としている。また、この10年間のうち、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画としている。また、策定時には予想しえなかつた社会状況の変化等に対応するため、市長及び市議会議員選挙を踏まえて4年ごとに見直しを実施することで、実効性を担保している。

このようなことから、本計画の計画期間は、平成24年度から平成33年度までの間とする。



4 進捗管理と評価**1) 進捗管理**

本市では、予算の編成にあたり各部課から行われる予算要求は、制度上新たに実施する必要がある事業等を除くと、長期計画に基づくことが基本的条件とされている。また、第一回市議会定例会で、市長が予算案とともに示す「施政方針並びに基本的施策」の「主要な施策」は、長期計画に基づきながら構成されるのが通例になっているとともに、「予算の概要」等の参考資料は、「施政方針並びに基本的施策」に基づき構成される。

毎年度の決算時に作成される決算付属資料の「主要な施策の概要と成果の一覧」は、長期計画の施策の体系に沿って構成されている。また、毎年度作成されている事務報告書は、歳入歳出決算書・決算事項別明細書に沿って構成されることから、決算を通して市政及び長期計画の進捗状況は概観できるようになっている。

このように、決算及び予算編成過程などから、長期計画の規範性が浸透しており、長期計画を規範とした市政運営が行われている。また、昭和48年に定めた武藏野市主要事業等進行管理規程に基づき、長期計画に示された事業等の中から市長が指定した事業について、執行計画書及び執行状況報告書を市長に提出することが定められており、市長による進行管理が毎月行われている。

2) 評価

長期計画に掲げる政策は、綿密な調査等を経たうえで決定され、その多くが継続的に実施することを前提としていることや、個別計画のように個別具体的に事業等を定めるのではなく、事業を束ねた概念としての施策のあり方や、施策の方向性等を示すものであることから、短期的な評価は、施策本来の価値等を正しく示せない面がある。

次の長期計画または調整計画の策定に向けた作業の過程では、長期計画に掲げた政策等の進捗状況及び実績を把握するとともに、計画を概観する必要があることから、策定委員会により長期計画に対する評価が実施されている。

注記:評価の概要を次項に掲載しているが、その全文については市ホームページに掲載している。

第3章 これまでの成果

1 第四期基本構想・長期計画(平成17~26年度)の実績と評価の概要

第四期基本構想・長期計画は、「都市の窓を開こう」「新しい家族を育てよう」「持続可能な社会をつくろう」という目標を掲げて、平成17年度にスタートした。主だった取組みとしては、地域リハビリテーションの実現に向けた事業の連携、認可保育所や認証保育所の新規開設などの待機児童対策及び子育て支援、環境への取組みやごみ減量の実践、まちづくり条例の制定や「緑のネットワーク」の推進などによる総合的なまちづくりの実践、市民協働サロンの開設、計画策定への公募市民の参加やNPO等による市民活動の広がりなどが挙げられる。

この計画期間内には、国による三位一体の改革や民主党政権の誕生といった政治状況の変化、世界的な金融危機によってもたらされた経済状況の変化、急速な少子高齢化の進展などから、将来に対する不安の増大など、本市を取り巻く社会環境には様々な変化があった。また、近隣関係の希薄化による子育て世帯や高齢者世帯の孤立化に対する懸念、都市インフラの老朽化、地域活動の担い手の不足等、第五期長期計画にも引き継がれる課題も発生した。

総合的に勘案すると、第四期基本構想・長期計画に基づき、健全な財政運営を維持しながら事業を着実に実施してきたことや、各課題に対する取組みを積み上げてきたことが評価される。

2 第四期長期計画・調整計画(平成20~24年度)の実績と評価の概要

本市の計画策定における公募市民の参加が定着するなど、市民と一体となった市政運営や市民との協働が一層推進された。クリーンセンター建替え検討における市民参加はその成果の一つであろう。また、認可保育所・認証保育所の新規開設、中学校給食の実施、吉祥寺駅前・三鷹駅前の歩道駐輪場の廃止による良好な歩道環境の実現、地域包括支援センターと在宅介護支援センターの役割の整理、そして「ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイス」(以下「武蔵野プレイス」という)の開館などは、特筆すべき成果といえる。このほか職員定数削減や財政援助出資団体における市委託事業の効率的実施ときめ細かいサービス提供など、行財政改革にも大きな前進がみられた。これらの点は評価されるべきである。

一方、地域リハビリテーションの実現への取組みに代表される、分野や制度の枠組みを越えた取組みや多様な主体と市との連携は、今後一層進める必要がある。また地域のコミュニティ活動や課題解決力の低下はどの分野でも共通した課題となつた。家庭ごみ排出量については、一定の目標を達成したが、新クリーンセンターの稼働までに、さらなる抑制に取り組む必要がある。保育園待機児童解消へも取組みを強化する必要がある。武蔵境駅圏では、JR中央線等連続立体化によるまちの一体化、三鷹駅圏では長らく未利用だった土地における民間開発、吉祥寺駅圏ではF&Fビルのコピス吉祥寺としてのリニューアルや吉祥寺駅改修工事の進展などがあったが、これらを今後のまちづくりにつなげていく必要がある。(社)日本ファシリティマネジメント推進協会から、本市の公共施設の保全計画等についての取組みが認められ、表彰されたことは評価できるが、公共施設の老朽化等が進んでおり、今後、これらの施設や都市基盤のリニューアルに本格的に取り組む必要がある。

第4章 基本的な考え方、市政を取り巻く主な動向、基本課題

1 本計画の基本的な考え方

本計画の策定にあたり、従来からの計画の原則を踏まえるとともに、今後の10年間を見通し、以下の4つの視点を基本とする。

1) 市民自治の原則

市民自治は、昭和46年に策定した第一期長期計画において計画の原理とされ、以来40年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた。市民自治の原則とは、市民は主権者として、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。本計画においてもこれを継承しつつ、武蔵野市の「自治」を一層発展させていく。

2) 計画的な市政運営

少子高齢化や低経済成長社会への移行などを背景として、財政面では厳しさが増すなど、様々な面で従来とは異なる社会状況になると予測されている。このような社会の変化に柔軟に対応しながら公共課題の解決に効果的に取り組んでいくため、武蔵野市の将来を見通した計画的な市政運営が重要となる。

3) 市民視点の重視

この40年の間に、公共課題は多様化・複雑化しており、多種多様な公共サービスが提供されている。選択と集中の観点から事業の見直しを推進していく必要があるとともに、市民志向・目的志向を重視した、市民の視点に立った公共サービスを展開していく。

4) 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市政運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、公共サービスの共同化などにおいても、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

2. 市政を取り巻く主な動向

1) 状況等の変化

今日、日本は様々な局面で転換期を迎えており、我が国を取り巻く国際的環境は大きく変化しており、その変化への早急な対応が望まれている。計画の策定にあたり、考慮すべき主な動向を列挙する。

- *グローバル化の進展
- *成長・拡大型社会からの転換
- *省エネルギー社会への移行
- *ワーク・ライフ・バランスの重視
- *都市におけるコミュニティに関する意識の変化
- *少子高齢社会の進展(人口構成の変化)
- *単身世帯の増加と晩婚化・非婚化(世帯構成の変化)
- *自治体(長と議会の関係)のあり方に関する関心の高まり
- *成熟社会における都市機能の更新
- *財政規律の重視
- *インターネットの普及とICT活用の進展
- *市政への要望の変化(市民意識調査等各種調査)

2) 本市における東日本大震災の影響

平成23年3月11日に発災した東日本大震災は、甚大な被害をもたらした。また、同震災は、国内外の様々な活動や国内で生活する多くの市民の意識にも変化をもたらした。本市は、同震災の直接の被災地とはならなかったが、様々な面で考慮する必要がある。

(1) 基礎自治体の責務

本震災では、国のあり方とともに市民に最も身近な自治体のあり方も問われた。地方自治体の重大な責務の一つは、市民の安全の確保である。放射線による健康面への不安の解消など、市による必要な対策等を考慮する。そのため、防災機能の強化とともに、情報伝達及び連携等について、あらためて検証する必要がある。また、市政運営のリスク管理として、緊急時の業務継続計画(BCP)についての再検証が必要である。

(2) 省エネルギー型社会の構築

福島第一原子力発電所の事故は、エネルギー問題に大きな波紋を投げかけた。エネルギー政策は国レベルで議論が行われ、方向が示される問題であるが、地域のレベルでもエネルギー問題に关心が高まるとともに、省エネルギーを志向するライフスタイルや社会活動への移行が進んでいる。

(3) 地域コミュニティのあり方

地域での関係が薄れ、テーマ別の地域活動などに市民の関心がシフトしている状況で本震災は発災した。そのため、あらためて近隣関係や地域コミュニティなどへの視点の回帰が起こっている。このことに関連して、危機発生時における近隣関係だけではなく、地域社会のあり方そのものについて再考が求められている。

(4) 広域連携による復興支援

本市は、震災後1カ月までは、独自に友好都市である岩手県遠野市を拠点として、三陸沿岸の被災市町村支援のため、職員を派遣し続けた。その後、東京都市長会の取りまとめによる東北地方の市町村復興支援のための枠組みに協力している。

広域的な連携による復興支援は、中長期的にわたる被災地の行政機能支援の観点で、その役割を強化させていく必要がある。

3. 本計画期間における基本課題

本計画期間の市政運営上避けては通れない基本課題は以下のとおりである。これらは各分野に共通する課題でもあり、これらの課題の解決が、基本的な目標でもある。

課題A 地域社会・地域活動の活性化

平成22年度に実施した市民意識調査によると、地域に関心を持つ市民の割合は「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」という回答をあわせると89.6%と大変高くなっている。特に東日本大震災以降、あらためて地域コミュニティの意義が問い直されている。一方で近隣関係の希薄化が進んできていることから、地域活動への参加のきっかけを見出しがい面もあり、活動への参加者の広がりが見られず、メンバーの高齢化・固定化などの課題が発生している。

地域コミュニティには、①コミュニティ構想に基づき、自主活動として行われてきた、地域の「つながり」を築くためのコミュニティ活動と、②防犯・防災、福祉、子育て支援、青少年の健全育成、環境、まちづくりなどの課題解決のための地域活動がある。後者には民生委員、消防団などの行政委嘱型の市民活動や、多様な団体、NPO等が担っているテーマ別コミュニティ活動がある。

「つながり」が感じられる近隣関係を築いていくためには、地域ごとに、地域への愛着や誇りを醸成・再確認し、共有する必要がある。一方、地域活動は多様化しており、地域活動への参加意欲を持っている市民を、多様性を認めることで、活動への参加につなげていかなくてはならない。そして、このような市民の力を發揮できる環境の整備も必要である。

これらは一朝一夕にできるものではなく、様々な機会を通じてコミュニケーションを深めるとともに、市民・団体・市が連携しながら様々な方策を積み重ねていく必要がある。地域を担うのは市民自身であることや、身近な地域には自分にできる多様な「出番・場」があることへの理解を情報提供などを通じて、醸成していく。

課題B 公共サービスの連続性と情報連携の推進

今日「公共サービス」の担い手はますます多様化している。かつては、防犯・防災、福祉の増進、子育て支援、青少年の健全育成、環境、まちづくりなどの公共課題は、行政が主体となって対応すべきものとイメージされてきた。しかし、市民生活を支える多くの公共サービスは、運輸・情報・交通・エネルギー・教育・医療・福祉など、これまで多くは行政以外で提供されてきた。公共課題が多様化する中で、行政や地域が中心を担ってきた身近な課題も含めて、様々な市民活動、各種団体、NPOや企業などが提供する公共サービスが拡大している。また公共サービスは、高度化・専門化を遂げ、その担い手も多様化してきている。

一方で、サービスの包括化や連携が不十分なこともあります、サービスの受け手である市民にとっては、自分が享受できる公共サービスの全体像とその目的が見えにくくなっている。また、近隣関係の希薄化が進み、様々な機会を通じて情報が市民の間を流れ、共有されることが少なくなっている。市民一人ひとりが、地域や社会との関わりを実感するとともに、安心して生活を送れる環境を整えていくためには、個々のサービスの充実に加え、サービスの包括性と継続性を一層高めていくことが重要である。

すでに福祉分野では、地域リハビリテーションの理念に基づく取り組みが始まっている。市民のニーズに的確・迅速に応えていくため、他の分野においても、また分野の枠を超えて、行政や多様な主体間の連携を促進し、提供される公共サービスを横断的・連続的に一覧できるようにすることなどにより、個々の公共サービスの連動性や補完性を高めていく。

課題C 市民施設ネットワークの再構築

第一期長期計画以降、市民施設ネットワーク計画等に基づき、子育て、教育、福祉、文化、コミュニティなどの市民施設とともに、市庁舎等も含めた公共施設の整備を着実に進めてきた。現在では130施設、総床面積32万m²に達する施設が管理されている。しかし、施設の老朽化、行政需要の変化、新たな行政課題への対応、未利用・低利用財産の有効活用、管理コストの増大、限られた財源などの課題があり、単に個々の施設の維持管理や運営の効率化を進めるだけではなく、更新や転用を含めて、その資産をどのように活用していくかが大きな課題となっている。

そこで、これらの課題に対応していくために、次に示す「公共施設配置の基本的な方針」に沿って再構築を進めていく。①公共施設を、全市レベル施設・三駅圏レベル施設・コミュニティレベル施設という三層構造に位置づけ、計画的に配置・再配置する手法を継承する。②行政需要の変化や新たな行政課題への対応は、現在ある施設の活用、転用及び複合化によって行うことを原則とし、施設の総量（総床面積）を抑制していく。③維持・修繕の計画的な実施により施設の延命化を図る。④老朽化による公共施設（公共性の高い民間の福祉施設等も含む）の建替えは未利用地を順次活用して行い、効率的・効果的に公共施設の更新と用地の有効活用を図る。⑤具体的な施設の計画のために、公共施設の老朽度、イニシャル及びランニングをとおしたフルコスト、利用状況などを整理・分析・公開し、市民と市が議論の前提として共有できるようにする。

さらに「居場所づくり」の観点から、各施設の設置目的や機能を前提としながらも、市民の自主的な利活用を図り、開かれたものにしていく必要がある。今後、財政面は厳しさが増すことが予測されており、市民施設の再構築を、市民の理解を得ながら大胆に進めなければならない。

課題D 都市基盤再整備の推進

本市では道路等の都市基盤全般の整備を計画的・継続的に行ってきたため、現在、その整備水準は、周辺自治体と比較しても高いレベルにまで達している。しかし、他の自治体に先駆けて老朽化も進んでおり、更新の時期を迎えている。

都市基盤の再整備にあたっては、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を取り入れることで、障害の有無にかかわらず、すべての市民が安全で安心して生活できるように、また武蔵野市を訪れる人々が快適にまちを回遊できるように、人にやさしい都市づくりを進めていく。

また、第一期長期計画から継続的に実施してきた「緑」豊かな都市の構築は、単なる植生・樹木の確保や増加という観点に留まらず、環境対策、開発規制、延焼遮断、安らぎの場、景観形成等の多機能な観点を含めた、まちづくりの基軸になってきた概念である。今後も、省エネルギー化・温室効果ガス排出量削減・生物多様性の保持等の観点にも配慮しながら、継承・発展させていく。

都市基盤の再構築・維持には、多額の投資が必要になることから、市民への情報提供を積極的に行いながら、不可避の課題である都市基盤の再構築を計画的に推進していく。

【参考】 平成24年を初年度として、平成43年度までの今後20年間に見込まれる大型投資等について、事業費の試算を行った。なお、水道事業会計分は除く。（平成23年7月時点）

* 3駅周辺の都市基盤整備：110億円 * 道路整備：250億円 * 下水道整備：410億円
 * 新クリーンセンター：80億円 * 市立小中学校、保育園等の建替え、保全、維持修繕等費用：750億円 計：1,600億円

第5章 重点施策

限りある資源を有効に活用して効果的な市政運営を行うために、本計画の多くの施策の中でも、以下の7つの施策を特に優先して実施する事業とする。

1) 地域リハビリテーションの推進

すべての市民が、生涯を通して住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域生活に関わる人や組織が、保健・医療・福祉・教育などの分野を越えて連携し、継続的で体系的な支援を行っていくことができる仕組みづくりに最優先で取り組む。

2) 子育てネットワークの多層化

すべての子どもたちが健やかに育ち、家庭が安心して子育てできるように、子どもと家族、家族と地域というこれまでの絆を補う、地域・団体・事業者・行政などの多様な主体による絆を何層にも重ね合わせていく。このような子育てネットワークづくりに最優先で取り組むことにより、一人ひとりに丁寧に対応しながら子どもと家庭の孤立を防ぐ。

3) 情報の収集・提供機能の強化

必要な情報を必要な時に市民に届けるとともに、市民の声を真摯に受けとめることが市政への信頼を高めることになる。また、情報の公開・提供は市民自治による市政運営を推進するための前提である。市役所の情報の収集・整理・提供の能力を高め、市民一人ひとりに必要な情報がわかりやすく届く広報機能と、市民の意見を市政に反映させるための広聴機能の強化連携を図る。

4) 市民施設のネットワークの再編

コミュニティレベルのコミュニティセンター、三駅圏レベルの図書館、全市レベルの文化会館・総合体育館など、市民サービスの提供と地域の活動拠点の整備が進められてきた。しかし、老朽化が進むとともにバリアフリーや行政需要の変化への対応が課題となっている。市民の多様なニーズに効果的に応えることができる市民施設のネットワークの再構築に取り組む。

5) 新クリーンセンターの建設と周辺まちづくりの推進

平成29年度の稼働を目指して、新武藏野クリーンセンター(仮称)の建設及び周辺まちづくりに関する計画が進められている。これは周辺地域の住民をはじめとして、多くの市民が参加しながら、議論を積み重ねてきた成果である。市民とともに、ごみの発生抑制・排出削減に努めながら、新クリーンセンターへの移行を実現する。

6) 上下水道の再整備

上下水道は早期に整備されたことから、再整備の時期を迎えており、また、市内に下水道の終末処理施設を持たないことや、上水道の災害時の安定供給のためには、広域的な観点からの整備を推進していくことが不可欠である。多大な財源が必要になるが、市民生活の最も重要なライフラインであるので、早期に財源の見通しをたて、着実な再整備に取り組む。

7) 三駅圏ごとのまちづくりの推進

駅を中心として、個性あるまちが形成されているが、まちは生き物であり、常に人を引き付ける魅力が無くてはならない。そのため、三駅圏ごとに計画・ビジョンに基づくまちづくりを推進する。

その際、三駅圏ともに、既存施設の役割、機能にとらわれることなく、まちの将来的なビジョンにもとづく公共施設の効果的な配置を描き、実現に向けて検討を進める。

第6章 施策の体系

本章は、①分野、②関連する施策を束ねた基本施策、③施策、の3つの階層で構成しており、③施策には、本計画期間で取り組む主な事業を示す。

本計画では、市の機構を前提とするのではなく、市民の視点により公共課題を中心として構成した。文化・市民生活及び緑・環境をそれぞれ独立した分野にすることで、これまでの5分野から6分野にするとともに、生涯学習や防災等の項目を文化・市民生活分野にまとめて記載するなど、項目の整理も行った。

I 健康・福祉

この分野は、誰もが互いを尊重しあい、支え合う気持ちを大事にしながら、住み慣れた地域で健康に暮らし続けられることを目的とする。

市民一人ひとりの支え合いの気持ちをつむぐとともに、自発的かつ主体的な地域福祉活動を推進し、福祉課題解決に取り組むことが重要である。このような取組みを支援するとともに、福祉に関連する多様な主体との連携を深めながら複層的に支援を行っていくことで、誰もがいきいきと健康で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、支え合いのまちづくりを推進する。

なお、現在国において検討されている障害者総合福祉法（仮称）の制定や後期高齢者医療制度に代わる新たな制度への移行をはじめとする、福祉施策に大きな影響を与える可能性がある法や制度の改正等について、その動向を注視し、適切に対応していく。

基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ

人口構成の変化（少子化・高齢化）、核家族化や単身世帯の増加など家族の小規模化や、家族や近隣関係が希薄化し、地域での支え合いも弱まるなど、市民を取り巻く環境・状況が変化している。行政や専門機関により、様々な福祉制度や介護保険制度に基づくサービスで対応してきたが、既にこれらの制度だけで対応できる範囲は超えている。一方、地域を支えてきたコミュニティ協議会、地域福祉活動推進協議会（以下「地域社協（福祉の会）」という）では、担い手不足が問題になっている。地域福祉活動の主役は市民であり、市民が自発的、主体的に地域の健康・福祉課題を発見し、その解決や予防に取り組んでいくことが重要である。そのため、市は地域社協（福祉の会）やNPOなどと連携して市民同士の良好なコミュニケーション構築への支援や地域福祉力の向上に取り組んでいく。また、お互いを認め合い、誰もが地域でいつしょに暮らしていくために、心のバリアフリーを推進していく。

(1) 自発的・主体的な地域福祉活動に向けた啓発

多様な市民が、地域で共に心地よく暮らしていくためには、市民一人ひとりが異なる状況や状態にあることへの認識を基盤とした相互の理解と尊重が重要である。高齢者や障害者への理解を深めるとともに、接し方を知ることができる場等を提供していく。また、ボランティア活動や福祉活動への关心や理解を促し、地域社協（福祉の会）やボランティア団体等の地域福祉活動への参加のきっかけづくりに取り組む。

(2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

市民一人ひとりに、自分にできることへの取組みを促すとともに、市と社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会（以下「市民社協」という）が中心となって、関係する市民、地域社協（福祉の

会)、NPO、市民団体、事業所をコーディネートしながら、福祉の推進に取り組んでいく。またテンミリオンハウス事業については、誰もが集える場所として機能を発展させる。さらに市民の自発的な活動の状況を踏まえ、地域福祉活動を推進する仕組みを検討する。これらの活動が発展するよう市は市民社協と一層の連携を図る。

(3) 地域の人とのつながりづくり

平素から自らの住む地域の人とつながりを持つことは、生活に潤いをもたらすとともに、困ったときの助け合いにもつながる。そのため早めに変化に気づける日頃の顔見知りや見守りのネットワークづくりを進める。災害時に支援が必要な高齢者や障害者については、安否確認から避難支援へつなげられるよう、引き続き災害時要援護者対策事業を進める。

基本施策2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進

核家族化や高齢化、ライフスタイルの多様化などが進んでおり、地域社会の姿が変化してきている。老老介護や虐待など生活課題も多様化・複雑化しており、市民一人ひとりが住み慣れた地域で暮らし続けるためには、特定の団体や行政内の特定の担当部署、あるいは市民個人で課題を抱え込むのではなく、NPOやボランティアなど多様な主体との連携や、分野を越えた連携を推進する必要がある。すべての市民が、その年齢や状態にかかわらず、本人の意思に基づいて住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織・人が連携しながら体系的、継続的に支援をしていくという地域リハビリテーションの理念の実現に向けた取組みを進める。

(1) 在宅生活支援のネットワークづくりの推進

在宅生活を継続できるよう、その人の状態にかかわらず必要かつ的確な情報と支援を受けられるよう、継続的かつ体系的な支援体制づくりを進める。多様な機関や職種が連携し、保健・医療・福祉・教育など多面的な支援が得られるよう、協議の場の設置をはじめとする仕組みづくりを推進する。また、このような仕組みを有効に活用できるよう、市民への浸透を図る。

(2) 障害児への支援

障害児とその親にとって地域での生活に困難が生じることがないように、生活全般について継続的に見守り、ライフステージの節目で支援が途切れる事のないような仕組みを構築する。心身に何らかの障害のある子どもに対する早期からの療育を推進するとともに、障害児を育てる親の不安を軽減するための相談支援等を充実させていく。

(3) 認知症高齢者施策の推進

高齢社会の到来とともに、認知症高齢者も増加している。市民の理解を進めるとともに、家族の精神的・身体的負担を軽減するため、相談事業をはじめとする支援などを充実させる。

(4) 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進と現状を踏まえた事業の見直し

高齢者や障害者などが日常生活における判断能力が低下した場合でも、犯罪や虐待などの被害にあうことがないよう権利擁護事業・成年後見制度の利用促進に取り組む。また時代の変化や制度の変更等に伴い現状に適さなくなっている事業については、有識者を交えて見直しを進める。

基本施策3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

生活環境の変化や人間関係の摩擦が生じやすい社会環境から、誰もが多くの悩みやストレスを抱えている。また高齢化の進展に伴い、地域で活動する人材が増えると同時に、要介護高齢者、認知症高齢者など、生活のために支援を必要とする人も増加している。穏やかで健やかに暮らし続けられるように、市民一人ひとりが、こころの健康維持や増進を図るとともに、疾病予防、介護予防、食育など、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう環境を整備する。

(1) 予防を重視した健康施策の推進

市民がいつまでも健康で暮らし続けるためには、病気になってからの治療も重要だが、疾病を予防することも重要である。死亡原因の一位であるがんに対する対策や生活習慣病の予防など、健康で暮らし続けるための施策を推進していく。

(2) 健康を維持・増進するための施策

支援や介護が必要になっても、地域で暮らし続けられることは重要であるが、健康であり続けられることも大切である。そのため、メンタルヘルスや食育なども含めて、生涯を通じた健康づくりに取り組んでいく。

基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

自分の活動に生き甲斐を感じ、またその活動と自身の存在を認められると人は輝きを増す。地域における様々な活動において、誰もが自分に役割、出番があると感じができるステージづくりを推進する。高齢者や障害者も、必要に応じた支えの中で「地域を活性化する存在」として輝きを放ち、地域の中でいきいきと暮らせるよう、余暇活動及び社会活動・社会貢献活動を支援していく。また、働く意志や希望をもつ障害者の雇用の機会拡大と、障害者にとって働きがいのある就労の支援をしていく。

(1) 高齢者・障害者の活動支援の促進

高齢者の増加は、地域人材の増加でもある。元気な高齢者が、積極的に社会参加するとともに、社会貢献するための場づくりなどについても検討していく。また、障害者や社会的引きこもり状態にある人も、地域にとって大切な人材である。誰もが地域での役割を持ち、また社会参加できるよう支援をしていく。

(2) 高齢者・障害者の雇用・就労支援

高齢者や障害者が、地域でいきいきと自立した暮らしを送るために、就労も大切な要素である。そのため、高齢者については、シルバー人材センターの就労機会拡充や地域での活動を支援していく。障害者については、就労支援センターを中心に学校、福祉施設、企業との連携を深め、個別の障害特性に配慮した支援を充実させていく。

基本施策5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

高齢者だけの世帯、高齢単身世帯の増加や障害者の高齢化が進み、生活していくうえで発生する様々な課題への対応が、本人や家族だけでは困難な状況が生まれてきている。そのため、相談受付や在宅生活支援サービスなどを24時間利用できるような体制づくりを推進していくとともに、福祉サービスをコーディネートする人材の育成や、福祉に関わる専門職の資質の向上及び人・団体のネットワーク強化によるサービスの質の向上に努め、生涯を通して地域で暮らすことができる仕組みづくりを推進していく。

公共施設の建て替えなど基盤整備にあたっては、民間事業者や民間の各種施設との連携や役割分担などを前提として、特定の目的に限らない多機能型・複合型の施設整備を推進する。また、ユニバーサルデザインを一層推進するとともに、自分らしいられ、自分が必要とされていることが感じられるスペースや機会がごく普通にある地域社会の創出を行っていく。

(1) サービスの質の向上

必要な人へ必要なサービスをつなげる人材を育成するため、研修や情報交換の場を設けることで、日頃蓄えた経験や知識の共有化を進めるとともに、事業者同士の連携を深めることでサービスの質の向上を図る。また、福祉サービス事業者の第三者評価受審を推進することにより、サービスの質の向上につなげるとともに、サービス利用の際の選択の判断材料を提供していく。

(2) サービス基盤の整備

既存施設の老朽化や施設へのニーズ動向を見極めながら、「公共施設配置の基本的な方針」(第4章-3 本計画期間における基本課題「課題C」参照)に基づき、施設を計画的に整備していく。また、民間事業者等を誘導しながらグループホーム等の基盤整備を推進する。軽費老人ホームくぬぎ園は、高齢者、障害者サービスなど特定の目的に限らない、地域の拠点機能も含めた多機能型・複合型の施設としての整備を検討する。

II 子ども・教育

この分野は、次の世代を担う子どもたちが健やかに育つとともに、子育て家庭にとっては子育てが楽しく充実したものになることを目的とする。

少子化の進行は親の就労状況や経済状況などにも影響を受け、一朝一夕に解決するものではないが、子どもたちが健やかに育ち、未来に向けて自ら力強い一步を踏み出す力を身に付けるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを育てられる社会の実現を目指して施策を推進していく。

基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援

子ども・子育て支援策は、世帯構成や親の就業形態、経済状況、親子関係のあり方など様々に異なる状況への対応が求められている。加えて、家庭の教育力・子育て力を高めていくことも重要である。子どもたち一人ひとりが健やかに育ち、親が安心して子どもを育てられる社会を実現するために、すべての子どもと子育て家庭に基礎的サービスが行きわたるようにするとともに、支援を必要としている子どもや子育て家庭に対しては、個別性を踏まえたうえで適切な対応を行っていく。また、保育サービスを充実させて子育てと仕事が両立できる環境を整えるなど、子ども自身の育ちと子育て家庭への支援を総合的に展開していく。

なお、現在国において検討が進められている「子ども・子育て新システム」は、今後の子ども・子育て支援施策の根幹を大きく変える可能性があることから、その動向を注視し、適切に対応していく。

(1)一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への支援の充実

子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、すべての子育て家庭を対象とした支援を充実していく。学習機会の提供等による家庭の教育力向上や、ワーク・ライフ・バランスの推進等による子育てへの意識改革に向けた啓発を進めるとともに、子ども家庭支援センターにおける地域子育て支援機能を充実させていく。

(2)子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実

子育て中の親が、過度の不安感や負担感を持たず、日々の子どもの成長に喜びと生きがいを感じられるよう、支援を必要としている子育て家庭の個々の事情に応じた支援機能を強化する。子ども・子育て家庭に対するセーフティネット機能を充実させるために、子ども家庭支援センターの相談機能、ひとり親支援機能等の強化を図るとともに、職員の専門性と対応力も向上させる。

(3)保育サービスの充実

保育園入園希望者は引き続き増加することが予想され、待機児童解消に向けた施策を推進するとともに、多様な保育ニーズへの対応を進める。公立保育園は、「新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針」に基づき段階的に公益財團法人武蔵野市子ども協会（以下「子ども協会」という）へ設置・運営主体の変更を進めている。移管に伴って生じた課題を検証するとともに、5園移管後に残る公立保育園の担う役割、あり方についても検討を行う。また、保育に関するサービス利用と負担とのあり方についての検討を行う。

基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

これまでの子ども・子育て支援は「家族の絆」と「地域の絆」の観点を重視しながら、施策を開してきた。しかし、今日家庭と地域とのつながりが緩むとともに、家族内の個人化の進行という二重の孤立傾向が顕著となっている。そのため、既存のネットワークに加えて、個をベースとする比較的穏やかな絆を何層にも重ね合わせて子どもや子育て家庭の孤立を防ぐ新たなネットワークを構築していく必要がある。

また、子どもや子育て家庭が、信頼できる情報に容易にアクセスできる環境を整備するとともに、子ども自身や子育て家庭が発した声を確実に聞き取り、支援者へと伝えていく仕組みを構築する。さらに、支援を必要としているにもかかわらず自ら声をあげない、あげられないでいる子ども・子育て家庭に働きかけ、支援者とつないでいく体制も一層整備していく。

(1) 子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みづくりと情報発信の充実

子育て家庭が地域の子育て支援団体や関係施設とつながり、継続的なサポートを受けられる仕組みを構築するとともに、子育てに関する情報提供の仕組みも充実させる。子ども家庭支援センターを核として、①子育て家庭同士や子ども・子育て家庭と支援組織をつなげる仕組みづくり、②行政や事業者の相談・サポート体制の充実、③民間・行政を問わず子ども・子育て支援に関する情報が包括的に集約され発信される環境の整備を重点的に進めていく。

(2) 共助の仕組みづくり

地域で子育て支援を必要とする家庭を援助するファミリーサポート事業の推進や、NPOや地域団体など多様な主体によるひろば事業・子育て支援事業の展開を検討するとともに、子育て自主グループの育成・支援、地域の子育て力向上を目的とした講座の実施など、新たな共助の仕組みづくりを進める。子どもが犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎ、子どもの安全を確保するため、引き続き地域で子どもを守る体制の強化を進める。

基本施策3 青少年の成長・自立への支援

子どもたちは家族や地域の人びとに守られ、多くの人の支援を受けながら日々成長していく。やがて自分が家族や地域の一員であることを自覚し、家庭や地域を支える存在となっていく。このようにして家庭も地域も、未来へと受け継がれていくものであるが、子どもたちにとっては地域とのつながりを実感しにくい面があるため、「自らも地域の一員であり将来の担い手である」という自覚をそれぞれの子どもたちが持てるよう、地域活動への積極的な参画を促していく。

地域住民が主な担い手となっている地域子ども館あそべえ等を充実していくほか、子どもたちが発達段階に応じた判断力や行動力を身に付けられるよう、体験活動や武蔵野プレイスを活用した取組みを充実させていく。

(1) 小学生の放課後施策の充実

地域子ども館あそべえは、異学年・異年齢交流の促進を目指し、スタッフのスキル向上や、専門性の高いスタッフの配置を行っていく。学童クラブでは、一時育成事業を実施するほか、特に支援を必要とする子どもへの対応力を強化していく。子どもたちが地域で過ごし、地域で育つていけるよう、地域住民による自主的な活動に対して、境冒険遊び場公園(プレーパーク)で実践している遊びに関するノウハウの提供や公園の利活用などの支援を行っていく。

(2)豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成

子どもたちが、体験等を通じて、豊かな人間性を身に付けられるよう、自然体験事業を実施していく。むさしのジャンボリー事業は、これまでの実績を踏まえたうえで実施方法等を検証し、担い手の確保などの課題の解決を図っていく。子どもたちの社会性や創造力を高めるため、子ども協会や公益財団法人武藏野生涯学習振興事業団と連携し、武藏野プレイスを活用した青少年支援事業を実施する。

(3)地域活動への積極的な参画支援

子どもたちが地域の一員であるという自覚をもてるよう、地域活動に参画できる仕組みや参画しようと思える環境を整え、地域に支えられる側から地域を支える側への成熟を促す。

基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備

子どもや子育て家庭への支援は、様々な団体や機関等によって担われている。これらの団体や機関と市は、適切な役割分担に基づき、互いに連携し合いながら質の高い公共サービスを提供していくことが重要である。

武藏野市全域の子ども育成活動全般について横断的、効率的、包括的に支えることを目的として設立された子ども協会と密接に連携しながら、乳幼児から小学生までを対象とする子どもの育成に取り組んでいく。また、子育て支援施設については、今後の人口動態や家族構成の変化などによるニーズの変化を的確に捉えたうえで、長期的・全市的視点により再編・整備を進めていく。

(1)子育て支援実施体制の整備

市と子ども協会との役割分担を明確にするとともに、互いに連携しながら子育て支援施設を充実していく。地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業は運営主体の一体化による連携の強化と機能の充実を図るため、「小学生の放課後施策推進協議会」と協議しながら子ども協会への委託化を図る。また両事業の特色を踏まえながら、子どもの視点に立った放課後の居場所としてのより効果的な運営のあり方についても引き続き検討していく。幼児教育への関与のあり方については、有識者を交えて検討を行い、その振興を図る。

(2)子育て支援施設の整備

桜堤児童館は、その機能・役割を全市的に発展させ、将来的に0123施設化を図る。ただし、施設の一部については、平成24年度に「プレこども園」として使用した後、周辺地域における保育需要を勘案しながら、桜堤保育園分館としての利用を検討する。旧泉幼稚園跡地は、コミュニティセンターとの役割分担を踏まえ、子育てひろば機能と保育サービス機能を有する、NPOや市民活動団体の運営による地域参加型の子育て支援施設及び公園として活用する。市立保育園について、運営のあり方の検討状況及び待機児童の状況を勘案しながら改築・改修計画を策定する。子ども協会に移管した認可保育園についても、改築・改修に対する支援を行っていく。

基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育

子どもたちは学校教育を通じ、基礎学力はもちろんのこと、社会に主体的にかかわっていく力や、自分の考えや意志を表現しながらも他者を理解し受け入れる力を身に付けていく必要がある。そのため、学校、家庭と地域が連携しながら子どもたちを見守り、励まし、支援していくことが求められている。このように、地域に支えられた学校で子どもたちが育つことの意義を家庭や地域が再認識し、

広く共有することが重要である。

確かな学力の向上に加えて、豊かな自然に触れる体験活動や知的好奇心を高める活動を今後も重視し、知性・感性を磨き、未来を切り拓く力を培う教育を実践していくとともに、学校、家庭、大学や企業なども含めた地域との連携や学校教育と生涯学習事業との連携を一層促進し、地域に深く根ざした教育を実践していく。また長期宿泊体験などを、子どもたちの自立に向けた重要な機会と位置づけ、これらを通じて次代を担う力を育成していく。さらに、子どもたち一人ひとりが置かれている状況に配慮し、特別支援教育や教育相談を一層充実させるとともに、学校や教員への支援体制の整備を推進していく。

(1) 確かな学力と個性の伸長

自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等の育成を重視した指導を一層充実させていくとともに、子どもたちの興味・関心を高める授業を実践していく。確かな学力の向上のため、引き続き児童・生徒の習熟度に合わせた指導を充実させるとともに、学習支援教室を活用した学力補充の充実や、家庭と連携した学習習慣の確立に取り組んでいく。また、ICTを効果的に活用した授業を進めるとともに、情報モラルを含めた情報活用力の育成についても取り組んでいく。

(2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進

子どもたちの知的好奇心や豊かな人間性を育むため、セカンドスクールなどの自然体験活動の質の向上を図る。また、子どもたちの豊かな感性や創造力を養っていくため、音楽や美術、演劇の鑑賞など文化・芸術活動を充実していくとともに、食育や環境教育などの取組みも引き続き推進していく。また、子どもたちの目を社会にも向けさせ、自己と社会との関係を考えさせるためのシチズンシップ教育やキャリア教育を推進する。

(3) 学校と地域との協働体制の充実

子どもが育っていくためには学校、家庭、地域の緊密な連携が大切である。学校から家庭や地域への積極的な情報発信を行うとともに、開かれた学校づくり協議会など地域住民の学校運営への参画を推進する。また、地域の拠点として学校が果たす役割についても検討し、学校と家庭を含む地域との双方向の関係を強めていく。地域の企業や大学などの優れた教育資源の連携による特色ある授業を実践するため、これらの主体も含めた学校教育のネットワークを構築していく。

(4) 特別支援教育・教育相談の充実

支援が必要な児童・生徒の個別の教育ニーズに応じて、より専門性の高い指導を行う必要があることから、児童・生徒の多様性に応じられる学びの場を整備していく。また、不登校やいじめなどに関わる児童・生徒への適切な支援を実施するため、校内の相談体制を充実させるとともに、教育支援センターによる取組みを推進していく。

(5) 学校・教員支援体制の充実

教員に求められる能力や役割は多岐にわたっており、個々の教員をきめ細かく支援する教育アドバイザーの活用を進めるとともに、職層別研修を充実し教員のスキルアップを支援する。これまで各校が個別に蓄積してきた研究成果等の利活用や教員支援の拠点として、教育センター機能の設置を検討する。設置の検討にあたっては、大学や企業、個人等の地域人材と学校とを結び付けるコーディネート機能や既存の教育支援センターとの機能連携などの研究も行う。

(6) 少子化に対応した学校教育のあり方の検討

すでに単学級の学年が生じている状況を踏まえ、小規模校の特性を生かした学校運営や学校教育のあり方を検討していく。児童・生徒が一層質の高い教育を受けられるよう、各学校の特色を活かした教育の展開や地域からの支援の活用などによる教育環境の整備を進める。小学

校と中学校の連携を一層強めるとともに、幼稚園・保育園から小学校への接続をスムーズに行うための連携も推進していく。

(7)教育環境の整備、計画的な学校整備・改築の推進

子どもたちの安全な学校生活や、地域の防災拠点としての観点から、学校施設・設備の定期的な点検・整備を引き続き実施していくとともに、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制づくりを推進する。校務情報や個人情報に対するセキュリティ対策を万全にしながらICT環境の計画的な整備を進める。

学校施設や調理場などの施設は老朽化が進んでいる。その整備・改築には大きな財政負担を伴うことから、長期的な方針を定めて計画的に行っていく。また、桜堤地区については、児童数の推移を勘案しながら、必要な対応を行っていく。

III 文化・市民生活

この分野は、市民文化がさらに成熟すること、コミュニティが発展していくこと、生涯学習やスポーツなどが充実していくこと、そして産業の振興、交流や災害・危機に強いまちづくりを継続していくことで市民生活がますます充実していくことを目的とする。

市民の自主的なコミュニティづくりの考え方を継承しながら、対話を通してコミュニティのあるべき姿が市民の間で共有されることを支援するとともに、地域における様々な活動が活性化するような新たな仕組みの構築を進める。そして、市民の学習が地域活動へとつながり、地域活動で生まれた交流から新たな学習やさらに多様な地域活動が展開されていく、そうした広がりを伴った「参加と学び」の循環を作り出す。

基本施策1 地域社会と市民活動の活性化

本市では、コミュニティ構想に基づき、市民による自主的なコミュニティづくりが進められるとともに、防災・防犯、福祉、子育て支援、青少年の健全育成、まちづくり等の幅広い分野で、市民と市が協力しながら行う活動や市民が自主的に行う活動により、多くの成果が積み上げられてきた。一方、核家族化、単身世帯の増加、少子高齢化、地域に暮らす人と人との関わりの希薄化や多くの人が地域社会への関わり方を見いだせずにいることが問題となっている中、東日本大震災により近隣関係の大切さがあらためて認識された。孤立せず、周囲とつながりながら安心して暮らしていくように、市民の中で議論を重ねることで、これから武蔵野市にふさわしいコミュニティを再構築していく。

(1) 地域のつながりの共有

コミュニティづくりにおける「自主」の根幹は、地域社会による自己決定と、その決定を他の地域や市が受け入れ、尊重することにある。市民が対話を通して地域のつながりを醸成・再確認し、市はそのつながりを共有するためのサポートを行う。コミュニティセンターは、市民の活動拠点として、また多世代が集う居場所として、より広く利用されるようにしていくとともに、運営上の負担感等の解消を図るため、コミュニティセンターの機能や役割、管理・運営等のあり方について検討していく。

(2) 市民活動の活性化

つながりや多様性をベースに、地域の市民活動が一層活性化するためには、それらが①参加しやすく、お互いを縛りすぎないネットワークとして多数かつ重層的に存在し、②中心となる人物に過度な負担がかかりすぎない緩やかなつながりであり、③支える・支えられるという役割が固定したものではなく、それぞれが出番のあるような関係であること、また、④自らの活動をマネジメントできる力を持つことが必要である。市はその実現のため、武蔵野プレイスの市民活動センター機能の活用などを通じて支援や環境の整備を推進する。

基本施策2 互いに尊重し認め合う社会の構築

年齢、性別、人種等にかかわらず互いを尊重し認め合うとともに、それぞれの能力を発揮できる環境をつくることは、すべての人が心豊かな生活を送るうえで重要な要素である。引き続き、あらゆる生活の場において、誰もが共に活動に参画するとともに、その利益を享受し、責任を担う社会を目指した取組みを推進する。また、暴力(DV)等が社会問題として顕在化していることから、一人ひ

とりが尊重される社会の構築を進める。

第二次世界大戦中に本土空襲の最初の目標地となった歴史を持つことから、本市は平和に対する強い願いを持ち続け現在の豊かな文化の基礎を築いてきた。引き続き一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、国際交流・協力等を通じて相互理解を大切にする社会を構築していく。

(1)一人ひとりが尊重される社会の構築

誰もが地域で自分らしく暮らすためには、互いに認め合い尊重し合える風土の醸成が重要である。偏見、差別がなく、虐待の起こらない社会の構築を目指す。

(2)男女共同参画計画の推進

男女が対等な立場で、あらゆる分野に参画する機会が確保され、性別によって不利益を被ることがない社会を実現する。そのために男女が共に個人としての生活を大切にし、社会に対しての責任を果たし、個性と能力を十分発揮できる環境をつくるとともに、互いが子育てや介護、地域活動へ参加できるよう、啓発活動なども推進する。

(3)平和施策の推進

戦争や争いが無いだけではなく、互いに人として尊重される社会が実現されることで眞の平和がもたらされる。過去から現在、未来へと平和への思いをつなげていくため、市民の平和に関する学習を進めるとともに、戦争体験の伝承を継続していく。また、多様な文化、生活、習慣への理解が深まるよう、市民レベルの国際交流を通して平和の土台となる相互理解を深めながら、国内だけにとどまらず国際社会へも平和の意義を発信していく。

基本施策3 市民文化の醸成

市民文化とは、音楽や絵画といった文化・芸術のほか、コミュニティ、食、生活様式、まちづくりや景観にいたるまで、市民生活全般に関わる有形無形の活動の集積の結果として生まれる成果である。本市は早くから都市基盤や市民文化の拠点となる各種施設の整備、緑を基調としたまちづくりを積極的に進めており、様々なコミュニティ活動等が行われてきたことにより、質の高い住宅環境や緑の景観が構築されるとともに、多様な市民文化が発展を遂げてきた。「訪れたいまち・住みたいまち」として高く評価されていることは、長い年月をかけて醸成してきた市民文化が評価されたことに他ならない。今まで築き上げられてきた市民文化を、これからも大切に守り育て、発展させていくとともに、住む人のみならず訪れる人や事業者等にとっても魅力的なまちであり続けるよう、今後も市民文化の醸成に努めていく。

(1)市民の文化活動への支援

市民文化は市民生活全般における活動の集積であり、長年積み重ねられた市民文化が現在の本市の豊かな魅力を支えている。地域における様々な文化活動を一層活性化し、多様な市民文化を醸成し続けていくため、文化活動への支援を推進していく。

(2)文化活動の拠点となる施設の連携と利便性の向上

幅広い分野にわたって市の各部署が生涯学習事業、文化事業を行っている。各施設で実施される文化活動や生涯学習活動、スポーツ活動等を支援するとともに、文化施設、生涯学習施設、体育施設間の事業や運営における連携を強化し、利便性を向上させる。

(3)文化施設の再整備

市民文化の拠点である公共施設の中には、老朽化やバリアフリー等の課題を抱える施設や、他の施設と機能が重複している施設もあり、既存の役割、機能を勘案しつつ、総合的、計画的な観点から整備を推進していく。旧西部図書館は、市民が利用可能なスペースを備えた歴史資料館として再整備することとし、その活用方法については今後、検討を進める。吉祥寺美術館の拡充の要否の検討を行う。武蔵野公会堂と市民会館については、圏域ごとの面的な施設配置の中で求められる役割や位置づけを検討する。

(4)魅力ある都市文化の発信と都市観光の推進

現在のまちの姿は、まちづくりの理念を振り返り、歴史に学びながら、長年にわたり築きあげてきたものである。こうした温故知新の姿勢も大事にしながら着実にまちづくりを進めていくことが、郷土意識の高まりや地域への愛着が深まることにつながるとともに、新しいまちの魅力を生みだすことにもなる。今後も、このようなまちづくりを推進しながら、まちの魅力や情報の発信による都市観光の推進につなげていく。

基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援

市民の生涯学習に対するイメージを、従来の講座等による学習のみならず自主的に行う様々な学びの活動にまで拡げるとともに、市民の多様なニーズに応える「参加と学び」の循環を作り出すこととで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。

地域における様々な学習と学校教育、市民団体や企業等の活動が有機的に結び付いていくような仕組みをさらに発展させていく。武蔵野プレイスは「図書館」を中心に多様な機能を併せ持つ知的活動、市民活動、また交流の拠点としての機能の中核を担っている。今後も、武蔵野地域自由大学や武蔵野地域五大学との連携を行いながら市民に学びの場を提供していく。

また、趣味、健康維持・保健指導や地域コミュニティ形成など、スポーツがもつ役割に柔軟に対応しながら、市民が地域で気軽にスポーツや運動を楽しむための環境を整備していく。

(1)生涯学習機会の拡充

学ぶ機会を求める市民の知的な欲求に応えるため、各主体間の連携、ネットワーク化の推進とともに多様に学び、参加できる機会の拡充を図っていく。また、市の各部署の所管事業を通じた学習機会の積極的な提供などによる、参加へのきっかけづくりも推進する。

生涯学習に関する情報を分かりやすく提供するために、市の各部署、生涯学習団体、企業、地域の大学といった様々な主体の生涯学習情報の一元化・共有化を進める。

(2)スポーツの振興

スポーツの目的は競技、気分転換、仲間づくり、レクリエーション、健康の維持、疾病予防など様々なであるが、誰もが自分に合った運動を生活の中に取り入れ、楽しむ機会を得られるようするため、既存施設の整備・更新を行うとともに、旧桜堤小学校跡地を利用し武蔵境駅圏に運動広場を設置する。また、運動やスポーツ活動を支える地域の担い手を育成していく。

(3)図書館サービスの充実

資料の収集やレファレンス・サービスの向上等によって、市民の学びと課題解決を支援する機能の強化を図る。また、ICTの活用により図書館が直接保有していない情報へのアクセス環境を整備するとともに、外部データベースや地域アーカイブシステムを利用した学習活動の支援、電子図書の活用等についても検討を進める。また、多様な市民の要望に柔軟に応え、サービスを充実させるための運営のあり方についても検討していく。

基本施策5 地域の特性を活かした産業の振興

都内有数の商業集積である吉祥寺をはじめとする駅周辺の商業は、市全体のにぎわいや活力を生み出す原動力である。今後も、都市間競争を勝ち抜くために、まちづくりと連動した商業振興策を実施する。一方、路線商業は地域のコミュニティにとって重要な存在であり、市民の日常生活を支える機能を担っているため、引き続き活性化を支援していく。また、新しい活力を生み出すとともに地域の課題解決となるようなコミュニティビジネスを育てることも視野に入れた起業支援、企業誘致のあり方を検討する。

農地は安全、安心な食料を提供しているばかりでなく、貴重な緑の空間であり、景観の醸成、生物多様性の保全、災害時の避難場所確保、農業体験機会の提供など、市民生活に潤いを与える重要な役割を担っていることから、引き続き保全を図っていく。

(1) 産業振興に関する方針の策定

商工業のみならず農業、さらには都市観光を含めた産業振興に関する方針を有識者を交えて策定し、各産業において共通する他都市との競合、後継者不足等の問題に対する体系的な取組みを進める。また、本市の商工業振興の中核を担っている武藏野商工会議所をはじめとする関係団体との連携を強めていく。

(2) 商業の活性化

活力あるまちを維持・発展させていくためには、地元商業の振興が不可欠であり、経営者の高齢化に伴う商店会活動の担い手不足などの課題への対応に関する支援を行っていく。また、都市基盤整備とリンクした活性化策の実施や、来街者に対するまちの情報提供を充実させることで駅周辺のにぎわいを促進していく。路線商店については、身近な生活用品等の買い回りができる、また住民同士が交流できる場として活性化するように支援を進める。

(3) 都市型産業の育成

武藏野市は、全市的に大学や研究機関などの知的産業の基盤が揃っている。これらに集うヒト、モノ、情報を活かした情報関連・コンテンツ産業などを成長させるとともに、知識集約型・知的価値創造型の産業の育成、支援を図る。また、コミュニティビジネスの創出を誘導するとともに、産業として育成するための支援策の検討を行う。

(4) 事業者支援・セーフティネットの充実

持続可能な社会を形成するためには、地域の経済を活性化させることも重要である。長引く不況に加え、東日本大震災の影響により停滞している企業活動が活性化するための支援や、安定して働くためのセーフティネットの一層の充実を図る。

(5) 都市農業の振興と農地の保全

安全・安心な農産物に対する市民のニーズに応えるため、人と環境にやさしい農業への取組みを推進し、生産者の顔が見える、地産地消ならではの農産物の供給を促進する。また、農地の保全とともに、市民が農地に触れる機会を維持していく。

基本施策6 都市・国際交流の推進

過密都市であり、消費地である本市は、市民生活に必要な様々な要素を地方に依存している。都市は単独で存在することはできないことから、引き続き友好都市等との交流を進め、相互理解を深めていく。青少年交流、相互理解、友好、平和等の多様な視点から、国際交流・協力にも継続的に取り組んでいく。さらに、市内に在住する外国人等への日常生活支援のために公益財団法人武蔵野市国際交流協会(以下、「国際交流協会」という)を中心に、情報提供、相談事業、留学生支援など、充実した事業を展開している。今後も、在住外国人にとどても本市が「住み続けたいまち」であるために、支援を強化していく。

(1)交流事業の多様化の検討

友好都市等との都市間交流は、都市と地方の関係についての市民の理解を深めることに寄与してきた。このような交流の意義を踏まえながら、市民相互の自主交流の発展につながるよう市民交流ツアーのあり方について検討する。また、アンテナショップ麦わら帽子の充実や情報交換、武蔵野市交流市町村協議会の活動をさらに発展させながら、友好都市間の相互支援体制を推進する。

(2)市内に在住する外国人等への日常生活支援

市と国際交流協会の役割の明確化及び連携の強化を行い、市内に在住する外国人等への行政サービスの情報提供や地域コミュニティでの交流の促進等を行うとともに、日常生活における支援体制も推進する。これまでも日本語以外の言語による市政情報の提供を行ってきているが、災害時における情報提供体制についても強化していく。

基本施策7 災害への備えの拡充

今後30年以内に首都直下型地震が発生する確率は70%と言われている。市内三駅は乗降客数が多く、また平日、休日を問わず来街者も非常に多い。そのため首都直下型地震が発生した場合は、建物倒壊や火災、ライフラインの寸断といった被害だけでなく、帰宅困難者の大量発生やその他交通網の麻痺等に起因する問題も生じることが予想される。また、人口密度が極めて高く、多くの住宅地域で家屋が密集しているため、住宅の耐震性を高めることが重要である。災害による影響を最小限に抑え、災害後の都市の機能の維持と速やかな復旧、復興を行えるよう、災害に関する計画の策定及び見直しを行うとともに地域や関係機関との連携を進める。

(1)防災態勢の強化

東日本大震災より浮かび上がった様々な課題にも対応するため、地域における防災の仕組みを一層充実させるとともに、地域防災計画の見直しや業務継続計画(BCP)の策定を進める。また、災害時等における情報提供のあり方についても総合的な観点から検討する。このほか①保健・医療・福祉の連携の確立、②福祉避難所機能の充実による災害時の高齢者、障害者への支援の仕組みの強化、③周辺都市や友好都市間の相互支援体制などについても推進していく。

(2)災害に備えた都市基盤の整備

「耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化等を一層進める。また、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促し、災害時における輸送路の確保を図るとともに、震災時の同時多発火災に備えた消防水利の整備等、災害に強いまちづくりを進める。さらに、災害が発生した場合には

速やかに復興に取り組めるよう、都市復興のあり方、進め方についても検討していく。

(3)住宅の耐震化の促進

住宅が密集している地域は、大規模な震災の際には、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。そのため、老朽化した住宅を中心に耐震化を促進し、震災等による被害を最小限に抑える。

基本施策8 多様な危機への対応の強化

自然災害の他にも、市民の安心を脅かすものとして、犯罪や迷惑行為等、またモラルの低下による様々な問題がある。これまでに様々な対策を積極的に行ってきており、今後も効果を検証し、内容の見直しを図りながら、取組みを発展させていく。体感治安の良さはまちに対する安心感と密接につながるものであり、都市の魅力を下支えする重要な要素である。それぞれの地区の特性に応じた防犯力の向上を図る。新興感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機に関して、情報収集と速やかな情報提供を行いながら対策を進める。

悪質商法や詐欺の形態が多様化し、手口も巧妙になっていることから、関係機関の緊密な連携によって被害の防止に努める。あわせて消費者の権利擁護、自立へ向けた情報提供等も行う。

(1)防犯力の向上

市民や来街者が安心してすごせる、安全な環境づくりを推進するため、市民安全パトロール隊や自主防犯グループ等との連携、ホワイトイーグルによる地域の見守り活動の推進やブルーキャップによる安全・安心を維持する活動を継続していく。また、ハイテク犯罪等の新たな形態の犯罪の防止の取組みを強化する。

(2)新しい危機への態勢の整備

新たな感染症やテロ行為等の、予測や予防等が困難な新たな危機に対しては、都、周辺自治体、関係機関等と協力しながら情報収集と速やかな情報提供を行っていく。また、新たに対応が可能になった危機については、必要な態勢を構築するとともに対応策を講じていく。

(3)消費者の権利の擁護と自立の支援

これまで地域と市が一体となって消費者保護等を行ってきたが、今後も、市民が安心して消費生活を送ることができるよう、行政、警察、関係機関が連携しながら詐欺行為、悪質商法被害等の防止を図る。また、消費者一人ひとりが十分な情報を得て、的確な判断を行えるようにするため、消費者教育や情報提供、相談対応を充実させる。

IV 緑・環境

この分野は、市民一人ひとりや事業者等との協力により、緑豊かな都市、環境と共生する持続可能な都市を構築し次世代に良好な環境を引き継いでいくことを目的とする。

これまで人口増加や経済活動の広がりに伴って、資源消費や環境への負荷を増大させながら、利便性の高い豊かな暮らしを求められてきた。しかし、これから社会の展望は成長・拡大型ではなくなりており、緑を守り環境と共生する都市を構築していく中で豊かな暮らしが生まれていくという価値観やライフスタイルへと転換が求められている。地球環境や自然環境の有限性を意識し、環境に配慮した生活への転換を、市民とともに進めていく。

基本施策1 緑・環境都市形成に向けた市民の自発的・主体的な行動を促す支援

昭和48年に全国に先駆けて「武蔵野市民緑の憲章」を制定し、市民、事業者、市などが一体となって「緑」を共有財産として守り、はぐくんできた。また、持続可能な社会の形成に向けて、温室効果ガス排出量削減など環境への負荷低減に積極的に取り組んできた。これからもさらに緑豊かで環境負荷低減型の持続可能な都市を目指し続け、これを次世代に引き継いでいく。市内緑被地の約60%を民有地が占め、本市の温室効果ガス排出量の約70%を民生部門が占めていることから、市民一人ひとりや事業者等の自発的で主体的な行動が必要不可欠である。そのため、各主体間の連携を強化していくとともに、自発的な行動を促進していく。

(1) 緑・環境に関する意識の醸成

市民、事業者が、緑や環境に関する現状、課題や大切さについての認識を高めていけるよう、環境学習・環境教育の体系化、環境学習機会の拡充やわかりやすい情報提供等を行っていく。また、新武蔵野クリーンセンター(仮称)建設に合わせて環境情報の受・発信機能及び普及啓発の基盤の整備についても引き続き検討していく。

(2) 市民・事業者による自発的・主体的な行動の促進

多くの市民、事業者が緑や環境の大切さを意識し、行動へ踏み出していくための仕組みを整備していく。環境配慮行動に関する情報提供や各種補助制度を継続するとともに、事業者の経営や開発事業における環境への配慮を促すより有効な誘導や支援のあり方についても検討を進める。様々な主体による緑や環境に関する行動が、持続的に行われるとともに、自主的な活動につながるよう、各主体間のネットワークづくりを推進していく。

基本施策2 環境負荷低減施策の推進

ごみ焼却や都市基盤整備における環境への負荷だけではなく、公共サービス提供のために実施している全ての業務を含めて、市の活動は資源やエネルギーの消費を伴っている。そのため、環境と共生する地域社会を目指して、省資源化・省エネルギー化の推進や新エネルギーの活用に取り組むとともに、自然環境や地球環境に配慮したまちづくりなどを一層推進していく。

(1) まちづくりにおける環境負荷低減の推進

市は、事業実施主体となる道路や建築物等の公共施設の整備・更新にあたって、環境への負荷が少ない技術・工法の導入、リサイクル材の積極的な活用または適切な維持・管理による耐用年数の延伸化など、建設から廃棄に至る公共施設のライフサイクルにおいて環境負荷を

低減していく。

(2) 低炭素社会に向けた施策の推進

市は、これまで率先して公共施設において照明設備のLED化や空調設備のインバータ化、太陽光発電、クリーンセンター熱源利用などの導入を推進してきた。また市民・事業者においても環境意識の高まりとともに省エネ・省資源への取組みが行われ、市はこうした取組みに対して啓発や支援を行ってきた。今後もこれらの施策を推進していくとともに、省エネルギー・新エネルギーを取り巻く制度や技術の進歩の動向を注視しながら、本市における取組みについて研究する。

基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

緑は、人工物で覆われたまちの景観を和らげ、市民に公園などの活動場所を提供し、またヒートアイランド現象の緩和や動植物の生息空間創出、災害から市民を守る防災機能等、都市において重要な役割を持っていることから、市民とともにまちの共有財産である「緑」を守り、はぐくんでいく必要がある。そのために、今後も「緑」を単に樹木や草花などの植物に限らず、動物や昆虫などの生き物、そして公園緑地、農地、樹林、学校、水辺、道路、住宅の庭、さらには市域を越えた広域の緑といった空間も含めた広がりとつながりをもって捉えながら、「緑」を基軸にしたまちづくりを推進していく。

(1) 緑の保全と創出

今ある緑を永続して確保していくために借地公園等の買取りを進めるとともに、緑の創出のために旧東町図書室や八幡町コミュニティセンター等公共施設移転・廃止後の市有地を新たな緑地へと活用する等、必要な公園緑地の整備・拡充や公共施設の緑化を推進し、緑を守りはぐくんでいく。また、減少傾向が続く民有地の樹林、生垣や農地を保全・創出していくため、誘導と支援の両面から新たな制度の検討を進める。

(2) 緑と水のネットワークの推進

レクリエーション機能、都市景観改善、生態系保全などに着目しながら、水辺空間を整備するとともに、街路樹や公園緑地等をつなぐ散策路の整備を図ることなどにより緑のネットワーク化を推進する。さらに、生物多様性に関する積極的な情報提供と学習機会の提供を進めながら、緑と水がもたらす都市における生物多様性を保全するための方針を策定する。

(3) 広域の緑の保護・育成

自然環境の恩恵を享受しながら活動する都市の責務として、これまで「二俣尾・武蔵野市民の森」や「奥多摩・武蔵野の森」、檜原村の「武蔵野水道・時坂の森」といった東京の森林(緑)を積極的に保全・育成してきた。これからも、森林が持つ水源かん養、地球温暖化防止等の多面的機能に注目しながら、自然体験学習を進めるとともに、様々な主体と連携することで市域を超えた森林保護・育成等を推進していく。

基本施策4 循環型社会システムづくりの推進

市民、事業者、市が一体となってごみの減量・資源化等に取り組んできたが、依然として本市のごみ・資源物の排出量は多摩26市の平均を大幅に上回っている。そのため、啓発活動・情報発信

による排出者責任の明確化やごみ減量に向けた具体的な目標値設定等を行い、市民一人ひとり・事業者等と連携しながらごみの発生・排出抑制を一層推進していく。また、ごみの排出量はゼロにならないことから、排出されたごみについては、経費や環境負荷が小さい、安全で効率的な資源化及び処理システムの構築に向けた研究を進めていく。

(1)ごみ発生・排出抑制の徹底と資源化の推進

生産・流通・廃棄・処理の各過程におけるごみ排出者としての市民及び事業者等の役割と責任を明確化することで、ごみ発生・排出抑制を推進する。また、拡大生産者責任を徹底させるため、法制度の見直しを国等に働きかけていく。市民・事業者と連携しながらごみの資源化・エネルギー化を一層推進することで焼却ごみの減量を図るとともに、最終処分場の利用可能年限の延伸に寄与するエコセメント事業への支援を継続する。

(2)新クリーンセンター建設と安全で効率的なごみ処理の推進

ごみ処理に係る環境負荷や経費等に関する情報提供を積極的に行うとともに、安全で効率的なエネルギー回収などについて市民と協議しながら新武藏野クリーンセンター（仮称）建設事業を推進する。ごみの収集頻度や回収方法等について必要な見直しを行っていくとともに、ごみの減量、技術革新、社会環境の変化を踏まえながら、他の自治体等とも連携し、広域でのごみ処理及び資源化についても研究を進めていく。

基本施策5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

都市化の進展や社会環境の変化に伴い、大気汚染や水質汚濁、土壤汚染などの公害に加えて、異常気象や放射能汚染など新たな環境問題が生活に影響を及ぼしている。これらの問題には、一自治体のみでは解決困難なものやどこまで関与すべきか慎重に考えるべきものもある。しかし市民生活に最も身近な基礎自治体として市は、国・都道府県とともにそれぞれの役割と責任を果たしていくなかで、市民の不安を取り除き良好な生活環境の確保に努めていく。

一方、近隣関係のトラブルやまちの景観の悪化といった問題が起こっている。このような問題は、本来コミュニティにおいて解消されるべきであるが、市民とともに対応を進めていく。

(1)都市化の進展や社会情勢の変化に伴う新たな環境問題への対応

市は、有害化学物質による大気・土壤汚染や原子力発電所事故による放射能汚染のような新たな環境問題に対する市民の不安を解消するための対応を行っていく必要がある。そのためには、その規模と状況に応じて事業者、他自治体、国等との適切な連携が重要となる。市はこうした連携を通じながら、情報収集や的確な情報提供、リスクの防止・低減などに取り組み、市民の安全安心を確保していく。

(2)生活形態の多様化や価値観の変化に伴う生活環境問題への対応

近隣間の生活騒音、雑草の繁茂や樹木の枝葉の越境、犬猫による鳴き声等の市民生活に起因する生活公害は、法や条例による規制に馴染むものでない。市がどこまで、どのように関与するかを検討しながら、市民・地域コミュニティとともに対応を進めていく。また、市民が安心して生活できるように、環境美化と安全で清潔なまちの維持に引き続き取り組んでいく。

V 都市基盤

この分野は、都市活動の基盤となる道路や上下水道等の整備とともに、都市計画マスター プランや地域ごとに市民が定めるまちづくりのビジョンなどを共有しながら、計画的なまちづくりを推進することを目的とする。

本市は、早くから都市基盤整備に着手してきたが、現在は、それらの都市基盤が大規模修繕や更新の時期を迎えており、都市基盤の再整備は避けられないものであるため、将来へ向けて持続可能な都市となるよう効果的に財政投資を図っていく。

基本施策1 地域の特性に合ったまちづくりの推進

市域の土地利用に関する一定の規制・ルールが都市計画に定められているが、住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題等にきめ細かく対応するためには、地域の特性にあつた地域ごとのまちづくりを進めていく必要がある。そのためには地域住民がまちづくりに関するビジョンを定めるとともに共有する必要がある。

今日、近隣関係の希薄化等が進んでいるが、地区のまちづくりビジョンを描き、実現していく過程では、地域参加・市民参加が必須である。個々人のまちづくりへの関心を高めながら、地域と連携することで、地区単位のまちづくりを推進していく。

(1) 参加に基づく計画的なまちづくりの展開

まちづくり条例に、市民のまちづくりへの提案制度等を定めた。地域の合意形成を前提としたこの制度の活用を促すために、市民によるまちづくり活動に対して情報提供等をはじめとする支援のあり方について検討を進める。また、時代や環境の変化等にも的確に対応し、まちづくりに関する施策を効果的に推進していくため、運用の実績を踏まえながら、まちづくり条例の必要な見直しを行っていく。

(2) まちづくりに関する情報の共有化

市、市民、事業者が連携・協働してまちづくりを進めていくためには、まちづくりのプロセスにおける情報の共有が重要である。そのため、まちづくりに関する個別計画や個別事業の進捗状況に関する情報提供を行う。まちづくりの方向性を示す都市計画マスター プランを市全体で共有するとともに、地域のまちづくりに関して市民がビジョンを策定する過程を支援する。

(3) 土地利用の計画的誘導

用途地域等の都市計画決定権限が、都から市に移管されることから、これまでにも増して主体的に土地利用を誘導していく必要がある。都市計画マスター プランに基づく計画的な土地利用を図りながら、地域の特性にあつた土地利用を誘導する。また、土地利用の動向を定期的に把握し、その結果を適正な土地利用の基礎資料として活用する。

(4) 調和のとれた都市景観の形成

すでに全域が既成市街地化されていることから新たな開発の余地は少なく、より良い住環境に向けて調和のとれた街並みの形成を進める必要がある。一方、駅周辺の商業地では、乱立した看板等がまちの景観や魅力を阻害している。そこで、良好な景観の実現に向けた景観まちづくり方針を策定するとともに、景観計画、景観ガイドラインや屋外広告物ガイドライン等による具体的な取組みを進める。

基本施策2 都市基盤の更新

本市は、早期に市の全域が市街化されたため、都市の基本形態はほぼ完成された成熟した都市である。一方、高度成長期に整備された上下水道をはじめとする都市基盤は更新時期を迎えており、それに要する事業費は非常に大きな額になる（第4章－3 本計画期間における基本課題「課題D」参照）。近年では異常気象による集中豪雨による浸水被害の発生や、東日本大震災の発災もあり、都市基盤整備の重要性が再認識されている。都市基盤の更新は、都市が存続する限り、継続的に実施していく必要があることから、中長期的な財政状況等も勘案しながら、計画的に実施することで、事業費の軽減と平準化を図る。

(1)都市基盤の再構築と運用管理

老朽化が進む都市基盤については、施設の運用管理を徹底することで長寿命化を図り、施設の質の維持に努める。また、更新に要する財政負担については、世代間の公平の観点も考慮し、事業費の軽減と平準化を図っていく。

(2)広域連携や市民との協働による道路等の管理

道路や上下水道等は、ネットワークが構築されることにより機能を發揮するものであり、都や周辺区市との連携による整備を推進する。また、道路や公園等の地域社会をつなぐ都市基盤は、地域コミュニケーションの場でもあり、そこでの清掃活動や緑化活動は地域コミュニケーションを醸成する機会でもある。これらのことと市民と市が共有し、市民や多様な主体の参加を得ながら、まちづくりを進めていく。

(3)建築物の適正な維持管理、安全対策の推進

建築確認・検査における指定検査機関や建築事務所協会等の民間関係機関との連携強化に取り組むとともに、雑居ビル等の火災やエレベーター・エスカレーターによる事故、外壁落下事故等を未然に防止するため、定期報告制度を積極的に活用するほか、警察・消防等の関係機関や民間関係機関との連携により建築物の安全対策の推進に継続的に取り組む。また、巡回・情報収集等により違反建築への対策の徹底・未然防止に取り組む。

基本施策3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備

本市は、東西に横断する鉄道と、鉄道駅から南北方向につなぐバス交通が発達しており、ムーバスのネットワークも含めて、地域公共交通の利便性が高い都市である。地形が平坦であることから自転車利用も多い。自転車は環境に優しい移動手段であるが、交通ルールやマナーの啓発を行い、安全な交通環境整備を進めていく。

これまでユニバーサルデザイン等の理念を取り入れ、誰もが利用しやすい交通環境を整備してきたが、高齢社会が進展することから、安全で快適に移動できる交通環境の充実がより一層求められる。歩行者重視の視点により、だれもが安全で快適に移動できるよう、各交通機関のバランスを図りながら、交通環境の整備を推進する。

(1)バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

バリアフリー新法に基づき高齢者、障害者等が利用する建築物や公園もバリアフリー化の対象とするとともに、重点整備地区はもとより、同地区以外の施設についてもバリアフリー化の取組みを推進することで、すべての人が、地域の中で充実した生活を送れるようユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

(2)歩いて楽しいまちづくりの推進

健康増進や環境負荷の観点からも、歩いて楽しいまちづくりを推進する。また、駅周辺にはまちの魅力を発信する地域資源が多数あり、回遊することによってまちの魅力を感じることが、まちの楽しさとなり、来街者の増加にもつながる。そのため、歩行者が安全に楽しく歩くことができ道路空間づくりを推進し、駅周辺の回遊性の向上を図っていく。

(3)移動手段の分散化と交通環境の整備

駅周辺には、バス・タクシー・自転車といった多様な移動手段が集中する。交通混雑を緩和するためには、特定の移動手段への過度な依存は避けて、分散化を進める必要がある。各移動手段がスムーズに連携する交通環境の整備や機能分担等の検討を推進する。

(4)公共交通機関の利用促進

バス交通を補完するムーバスのネットワークが構築されたことにより、交通不便地域は解消された。省エネルギー社会の構築や地球環境保全の観点からも、これらの公共交通機関の利用を促進していく必要がある。今後も、さらに利用しやすくなるよう関係機関等との連携を推進する。

(5)自転車利用環境の整備と交通ルール・マナーの啓発

自転車は環境に優しく、また健康増進にも寄与する移動手段でもあることから、歩行者・自転車・自動車が共存できるような環境整備と交通安全対策を図っていく。一方で、駐輪場の整備を進めてきたことにより放置自転車は減少しているが、すでに市内三駅の周辺には1日約3万台もの自転車が乗り入れているため、公共交通機関の利便性の向上等にも取り組み、多様な移動手段の利用を促進していく。あわせて、交通事故の半数が自転車に関連する事故でもあることから、自転車の安全な利用のために交通ルールやマナーの啓発を引き続き推進する。

基本施策4 道路ネットワークの整備

本市の幹線道路は、はしご型に配置されており、その整備率は約 57%と区部並みの高い整備率になっているが、休日等には駅周辺を中心に交通渋滞が発生している。道路はネットワークを形成することにより機能を発揮するものである。防災の観点からも道路ネットワークの重要性は再認識されており、さらに整備を推進していく。

整備の推進にあたっては、歩行者空間の充実や、景観への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境に配慮した道路づくりを進める。

(1)生活道路の整備

住宅地内の身近な生活道路は、身近な公共空間であり、住宅から幹線道路までの移動経路でもあることから、歩行者の安全性、快適性や楽しさを重視した整備を進めていく。また、生活道路内に安全な歩行者空間を確保するため、関係機関や市民との連携や協力のもと、交通規制・交通ルール及びマナー向上などの取組みを推進することで、歩行環境の整備を図っていく。

(2)都市計画道路ネットワーク整備の推進

市内の都市計画道路網の整備率は、市施行分は 74%の進捗であるが、東京都施行分は約 46%と低い状況である。特に、五日市街道、井の頭通り、女子大通り等は地域間を結ぶ幹線道路であることから、これらの事業化について東京都へ要請を行っていく。また、武蔵境駅周辺等のまちづくりに連動する都市計画道路の整備を進めながら道路ネットワークの完成を目指していく。

(3) 外環への対応

地下方式に変更された都市高速道路外郭環状線は引き続き、市民の抱く不安や懸念を払拭するため、大気質や地下水等の環境への影響や安全性などについて慎重に検討することや、事業の各段階に応じて、必要な情報提供を国に求めていく。また、外郭環状線の2については地域の安全性の確保、交通環境の改善等とともに、地域分断や住環境の悪化など市民の抱く懸念や不安を十分に踏まえた総合的な検討が必要となる。今後も市は地域住民の意見を十分に尊重するとともに、データを踏まえた都市機能の向上や沿線地域との連携等について適切な対応を検討し、国や東京都にその対応を求めていく。

基本施策5 下水道の再整備

下水道は、昭和62年には普及率100%を達成したが、初期に布設したものは既に更新時期を迎えており、今後は多くの管きょが一斉に更新時期を迎える。また、下水道の9割以上が合流式であり、汚水と雨水の排除が同時であることから、雨天時には大量の雨水が流れ込み、未処理の下水がそのまま善福寺川や神田川等へ放流されてしまう問題がある。市内に終末処理施設を持たないことから、下流域への配慮を欠かしてはならない。そのために、都や関係区市等との連携により、広域的な視点で施設全体の整備を推進するとともに、応分の費用負担を行う責務がある。下流域への配慮に加え、地下水涵養による良好な水環境の創出のため、雨水浸透ます等の雨水貯留浸透施設の設置を行政、市民の役割分担で進めていく。

(1) 下水道経営の健全化

早い時期に管網の整備を終えたことから、起債償還費のピークは過ぎており、本市の下水道特別会計は単年度収支は黒字であり、使用料単価も全国平均や周辺市よりも低くなっている。しかし、今後は管きょの更新や浸水対策、東京都の水再生センターの増改築等に伴う負担金の発生などにより、歳入不足となることが懸念されるため、状況を市民に説明しながら下水道使用料の見直しも検討し、下水道経営の健全化を進める。

(2) 下水道総合計画の推進

継続的に良好なサービスを提供するとともに、限られた財源の中で、下水道施設の老朽化対策、都市型浸水や地震への対応、地下水の涵養等の多様な課題に着実に対応していくため、下水道総合計画に従い重点的かつ計画的に事業を推進していく。

(3) 下水道臭気対策の推進

ビルの地下には、汚水、雑排水、厨房用排水等を一時貯留する排水槽(ビルピット)があるが、この排水槽中で腐敗が進行すると下水道管への放流時に、雨水ます等から悪臭を発生させる場合がある。特に吉祥寺駅周辺等において、臭気が発生しており、自主的な設備の改善を支援するための助成制度の活用などこれまで以上に建物所有者への協力要請を求めながら下水道臭気対策を進める。

(4) 新たな水循環システム確立と水害対策の推進

本市の下水道は大半が合流式下水道であるため、未処理下水やきょう雜物の河川への流出を抑制するための合流改善対策を積極的に推進する必要がある。また突発的な集中豪雨等による浸水被害を低減するため、雨水貯留浸透施設の整備や住宅への雨水浸透施設設置の促進等を行い、神田川・善福寺川流域等の環境向上を進めるとともに、新たな水循環システムの確立を目指す。

基本施策6 住宅施策の総合的な取組み

住まいは、市民一人ひとりにとって生活の原点であるとともに、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもある。また、都市や景観を構成する重要な要素でもあり、緑豊かで良好な住環境は市民共有の財産である。

本市では、まちづくりや福祉的な視点を含めて住宅施策を総合的に推進してきており、高齢化社会の進展に備えて、福祉分野等との連携を強化していく。その際、民間の住宅供給者等との協力関係は必要不可欠であり、公的住宅供給者や民間賃貸住宅供給事業者等との連携を継続していく。また、市営住宅、福祉型住宅については、その維持管理コストの縮減や公平性などの観点も勘案しながら管理運営を行っていく。

(1)計画的な住宅施策の推進

良好な住環境を次世代に引き継いでいくため、まちづくりや福祉等の関連する施策分野や民間住宅供給事業者等と連携を図りながら、住宅施策を総合的、計画的に展開していく。また、市営住宅、福祉型住宅については、市民全体の公平性の観点等も勘案しながら、効率的で適切な管理・運用を行っていく。

(2)多様な世代・世帯に適応する住まいづくり

ライフステージやライフスタイル、世帯構成に応じた住居の選択を後押しするための支援として、住み替え支援制度を推進する。また、国や都による住宅に関する各制度の活用や他の住宅供給事業者との連携を進め住宅供給を誘導していく。

(3)良質な住まいづくりへの支援

住まいの質を高めるため、専門家や住宅に関連する団体との連携を推進するとともに、良好な住環境が形成されるよう、まちづくり関連部署と連携し、開発業者に対する指導を継続していく。

市民の世帯の7割がマンション等の集合住宅に居住しているため、定期的な管理等に関する実態把握を行うとともに、建替え・改修や適切な維持管理に関する支援を行う。また、マンション等の集合住宅と周辺地域とのコミュニティ形成や連携・協力関係の構築を支援していく。

基本施策7 三駅周辺まちづくりの推進

鉄道駅を中心として形成されているまちの魅力を高めていくため、それぞれの個性を活かしたまちづくりを推進する。

(1)吉祥寺地区

本計画の期間内に吉祥寺駅の大改修が完了予定であるが、これは数十年に一度の機会であり、魅力あるまちづくりにつなげる必要がある。特に近接する井の頭公園を活かしたまちづくりとともに、南口駅前広場の完成を急ぐ必要がある。そのため、進化するまち『NEXT－吉祥寺プロジェクト』に基づき、駅前広場や南北骨格軸の整備等を進めることで、「回遊性の充実」、「安全安心の向上」を目指したまちづくりを推進する。

① 吉祥寺駅周辺交通環境の整備

北口駅前広場では、タクシーやバス等の交通輻輳が課題となっている。また、駅南口ではパークロードを路線バスが通行する危険な状態が続いている。また、駅南口では

その改善を急ぐ必要がある。また、井の頭公園は貴重な資源であり、七井橋通りの整備等により、歩行環境を改善する。

② 吉祥寺地区の土地利用

吉祥寺グランドデザインに基づきゾーンごとの課題に応じたまちづくりを推進するとともに、全体の回遊性を向上させることで、活性化及びブランド力の維持・向上を図る。駅周辺の公共施設については、吉祥寺地区に散在する市有地を有効活用し、長期的な視点で適正な配置について検討を進める。特に、武蔵野公会堂は築50年になろうとしており、施設の老朽化が進んでいる。商業エリアと井の頭公園の間の動線上に位置しており、同地の利活用はまちづくりのうえでも大きな要素となる。これらのこと念頭に、公会堂敷地の利活用について検討を進める。

(2) 中央地区

三鷹駅前の低・未利用地であった一部の街区が民間の開発によって高度利用されたものの、全体的には道路拡幅事業等が完了していないことから、土地の高度利用が図られていない状況にある。そこで、三鷹駅北口周辺地区の整備方針を策定することで、散在する低・未利用地を適切な土地利用へ誘導し、駅周辺にふさわしい街並みへつなげるとともに、交通体系のあり方について検討し、補助幹線道路等の整備を進める。また、玉川上水等の緑と水を活かしたまちづくりを進める。

① 三鷹駅北口周辺交通環境の整備

三鷹駅北口では、バス・タクシー・自家用車が駅前広場に多く乗り入れており、交通の輻輳と歩行環境の改善が課題となっている。三鷹駅北口周辺に計画されている補助幹線道路の事業進捗とともに、その完了にあわせて駅周辺全体の交通体系の見直しを行う。さらに、タクシーの待機方法等、より良い交通環境を整えるためのルール化を進める。

② 中央地区の土地利用

道路事業等の都市基盤整備を推進するとともに、駅前地区にふさわしい土地利用を推進し、活気があり魅力的な街並み形成を促進する。市が保有する低・未利用地については、民間活力の導入を含めた有効活用等について検討を進める。

西久保二、三丁目地区は、住居や業務等の用途が混在する地域であり、木造住宅が密集する地域であることから、良好な住環境の形成に向けて検討を進める。

(3) 武蔵境地区

武蔵野プレイスの完成や鉄道連続立体交差事業の進捗により、南北一体のまちづくりが着実に進められている。駅周辺の道路や駅前広場といった都市基盤整備を進めるとともに、地元各種団体による地域の交流や商店会の活性化等、今後も地域住民を中心に多様な主体が連携し南北一体となったにぎわいづくりに取り組み、商業・産業等の発展を図る。

① 武蔵境駅周辺交通環境の整備

JR中央線及び西武多摩川線連続立体交差事業により高架化が完了し、南北一体のまちづくりの実現に向け、駅前広場や都市計画道路等の整備を進める。あわせて、ムーバスの路線網について改めて検証するとともに、まちの回遊性や利便性を向上させるために案内機能を充実させ、まちのにぎわいを創出していく。

② 武蔵境地区の土地利用

今後も、市民、商業者、関係団体など多くの関係者が連携して、武蔵境らしい街並みの形成と南北一体の新しいまちづくりを推進していく。また、各地域商店街がにぎわいと活気に満

ちるよう、道路整備や休憩スペースの設置等により、安心して買い物ができる空間づくりを進める。市民の利便性を考慮し、武蔵境市政センターを移転する。

基本施策8 安全でおいしい水の安定供給

市単独の事業により安全でおいしい水の供給を行ってきている。水道は日常の市民生活と都市活動、災害時の「生命の水」として重要なライフラインであり、都市の状況変化や震災・事故等に対応した安全で確実な事業運営がなされなければならない。そのため、老朽化している浄水場施設や水源施設の適正な維持管理や、老朽化した配水管網の整備、耐震化向上を計画的に進めしていく。また、貴重な自己水源である深井戸の維持・更新を計画的に進めていく。また、衛生面でも優れる直結給水方式の普及に努める。

災害時や事故等においても水道水を安定供給するためには、浄水場間及び東京都水道局との連絡管等のネットワークによるバックアップ機能を確立する必要があり、都営水道との一元化に向けた検討を進めていく。

(1)おいしい水の供給

安全はもとより、おいしい水への市民ニーズも高いものがある。そのため、貯水槽水道の建物所有者には、衛生問題等も改善できる直結給水の普及を図る。

(2)経営の効率化

日割計算・口座振替割引制度の導入や電子マネーでの支払サービス等の検討を行い利便性の向上を図る。また、調定・収納事務の包括的な委託を進める等、組織のスリム化を図り、経営の効率化に努める。

(3)水道施設の整備と災害時の安定供給

市民にとって最も重要なライフラインの一つである水道水の安定供給を図るため、配水管の新設や老朽管の更新等を行い、配水管路の耐震化を推進する。また、経年劣化した深井戸等の水源施設や浄水場施設のポンプ設備、電気設備、計装設備、ろ過設備等を計画的に維持、更新するとともに、災害等による停電時でも水の供給を確保できるよう、水源の非常災害用給水施設に自家発電装置を設置していく。

(4)都営一元化へ向けた検討

災害や事故等で浄水場施設・管路施設などの水道施設に被害を受けた場合を想定したバックアップ機能が確立されておらず、発災時には大規模な断水等が発生する恐れがある。東京都の水道管とつながることにより、水道水の安定供給は一層高まることになるため、都営水道との一元化に向けた検討を進めていく。

VI 行・財政

この分野は、各分野の施策を着実に推進するための体制づくりと、今後も社会状況に対応しながら持続可能な市政運営を行っていくことを目的とする。

市民とのコミュニケーションを基盤として、市民の視点を重視しながら公共課題に取り組んでいく。また、社会経済状況の変化に対応しながら、限られた政策資源を最大限有効に活用するとともに、誠実かつ果敢に課題に取り組むことによって、市民に信頼される市政運営を行っていく。

基本施策1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進

本計画をはじめとして、多くの市民、関係者や関係団体等の参加により計画や方針が策定され、事業が実施されている。これからも市民ニーズを的確に市政に反映していくため、市民参加の拡大を図っていく。時代とともに、社会や個人の価値観が変化しており、公共課題も変質していることから、画一的な対応では解決できなくなってきた。一方、このような課題に対応する主体の多様化も進んでおり、公共課題への取組み主体や手法を固定的に考えるのではなく、誰もが、様々な形態・体制等を介して、柔軟にアプローチしながら解決に取り組んでいく必要がある。行政には、公共課題の解決に中心となって取り組むとともに、市民や他の主体への必要な支援を推進する責務がある。個々の市民、NPOなどの多様な団体、各種の事業者と行政が、お互いを尊重し、補い合いながら、柔軟に連携と協働することで公共課題の解決に取り組んでいく。

(1) 市政運営への市民参加の拡大

市政運営の基軸となっている各計画の策定や事業実施への市民参加は、市民自治の推進に不可欠である。そのため、市民のニーズや意向を組み入れながら、参加の手法、形態、場面等を検討し、市民参加の機会を拡大していく。

(2) 連携と協働の推進

公共サービスは、市だけに限らず公益法人、市民活動団体、NPO、企業など多様な主体が担っており、各主体が連携し、協働することが、公共課題の解決につながる。柔軟な連携と協働の輪を広げるため、協働のあるべき姿を再確認し、共有したうえで、各主体間におけるネットワークを構築することが重要である。そのため、市民協働サロンや武蔵野プレイスの活用等を通じて基盤整備を行い、それぞれの主体による積極的な活動への支援を行っていく。

(3) 市政運営等に関する将来像の共有化

地方自治法の抜本改正に関する検討が進められており、自治体の姿に変化が起こる可能性もあるため、市の基本構造等を検討していく。また、市民自治を原則とした市政運営を行っていくために必要な制度や手続き等のルール化を進めることで、自治体運営に関するルールの体系を構築し、本市が目指す自治のあり方を市民、議会、行政で共有していく。

基本施策2 市民視点に立ったサービスの提供

社会環境の変化や個々の市民のライフスタイルの多様化などにより、公共サービスも多様化とともに、その提供範囲は拡大している。そのため、市民志向を基軸としながら効率的で効果的に行政サービスの提供を行っていく。今日、様々な主体により多様な公共サービスが提供されており、公共サービスの量自体も増加しているが、市民にとっては各サービスの違いなども含めたサービスの全体像がつかみにくいことから、利用しにくい面がある。そのため府内各部署間の連携とともに、

公共サービスを提供している各主体との連携を強化していく。

(1)行政サービスの提供機会の拡大

必要な行政サービスの多くを市役所に出向くことなく受けられるよう、自動交付機などICTによるサービスの提供時間や範囲を拡大とともに、休日開庁の拡大を検討する。また、コンビニエンスストアやクレジットカードによる納付など、納税手段の多チャンネル化を図り、市民の利便性を高める。

(2)効率的・効果的な行政サービスの提供

市民が必要とする行政サービスを確実に提供していくため、組織間の連携と連動を図っていく。また、質の維持向上に留意しながら効率的にサービスを提供できるよう業務の内容を精査するとともに、外部化についても検討を進める。近隣自治体との事務や事業の統合も視野に入れたサービスの提供のあり方についての検討を進める。

(3)公共サービスの連続性の向上

本市では、様々なサービスをなるべく包括的に行うことにも取り組んできたが、今日、各サービスに関する制度等は細分化・深化するとともに、専門知識が求められている。そのため、公共サービスの一覧性を高めるとともに、個人情報保護に配慮しながら、各部署での情報の共有化を検討する。あわせて、サービスを必要とする人が、ライフステージごとに途切れることなく必要な時に選択できるよう、公共サービスを提供している各主体との連携も進めていく。

基本施策3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

適切な情報を適切な時に市民に届けるとともに、市民の声に真摯に対応することが、市政への信頼を高めることにつながる。市政に関する様々な情報は、より手軽で迅速に入手することができる環境が整ってきた一方で、生活様式の多様化、地域コミュニケーションの希薄化等により、情報が、地域内や市民の間で伝わりにくくなってしまっており、有益な情報であっても市民に広く行きわたらないといった状況になっている。市政における透明性をさらに高めていくためにも、現在市が行っている情報公開・情報発信の方法を見直し、包括的、総合的に展開していく必要がある。今後も、広聴機能を充実し、市民と行政のコミュニケーションを一層活発化させるとともに、広報活動と広聴活動との連携を深めていく。

(1)積極的な情報発信と説明責任の向上

誰もが必要な情報を容易に入手できるよう、速報性と公平性に配慮しながら、各広報媒体の特徴を活かした市政情報の提供を行っていく。予算や財務状況は市政運営の根幹をなすものであるため、市民にわかりやすい内容及び方法による公表を進めていく。また、公正で、合理的かつ効率的な事務処理を確保し、適正な市政の運営を図るとともに、市民への説明責任を果たしていくために、監査の独立性・専門性を高めるとともに、監査機能を充実させる。

(2)広聴の充実

適切な行政サービスを実施するためには、市民ニーズの的確な把握が最も重要である。そのため、市民意見への傾聴を重視し、対話の機会の充実を図るとともに、相談窓口の連携を推進する。市民の様々な相談に的確かつ迅速に対応できる柔軟な仕組みとともに、市民と市が課題を共有することで、共に協力しながら課題を解決していく体制を構築していく。

(3) 広報と広聴の連携の推進

市民と市のコミュニケーションをより活発にするため、広報と広聴がそれぞれ一方通行にならないよう、双方向の情報の流れを確立する。そのため、無作為抽出市民によるワークショップをはじめとする様々な手法を活用するとともに、モニター制度による広報・広聴の点検・評価を実施していく。

基本施策4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用

公共施設は、老朽化が進んできており、保全整備による耐用年数の延伸や、現有資産をできる限り有効に活用しながら、30～40年先を見据えた公共施設の配置を行うとともに、計画的な建替えを行っていく必要がある。このため、「公共施設配置の基本的な方針」(第4章－3 本計画期間における基本課題「課題C」参照)に基づきながら再配置等を実施していく。一方、都市基盤のリニューアルも必要があり、これらとともに、公共施設の配置や整備を推進していくためには、大規模な投資が必要になる。そのため、これまで備えてきた基金の活用や、活用の見込めない市有地等の売却による歳入確保を図り、他の施策への影響を最小限にしていく。しかし、財政環境が厳しくなることは不可避であり、「選択と集中」の観点から施策の最適化を図っていく必要がある。

(1) 公共施設の再配置と計画的整備の推進

「公共施設配置の基本的な方針」に基づき、市民・市議会・行政が情報を共有しながら、公共施設の適正な配置を推進する。一定の広さを持つ未利用地については、公共施設の建替え用地として活用する。継続して利活用していく施設については、計画的な保全、修繕を行っていく。その際は、「安全」「福祉」「環境」などに配慮した施設整備を行う。

(2) 市有財産の有効活用

公的不動産(PRE)の活用を戦略的に行い、市が所有する土地・建物を有効に活用しながら公共施設の建替え等を進めるほか、利用計画の定まっていない物件については、売却や貸付などを行い、管理コストの節減に努めるとともに歳入の増加を図る。

基本施策5 社会の変化に対応していく行財政運営

世界や国内の経済状況の先行きは不透明であり、今後財政環境は一層厳しさを増していくことが予想されている。健全財政を維持しつつ引き続き質の高い行政運営を行うとともに、経営感覚を重視しながら社会の変化に柔軟に対応するため、行財政改革を推進していく。

自然災害や新たな感染症の脅威、情報セキュリティに関するリスク等、市政運営に関わるリスクは多数ある。危機の発生を防止するための日頃の取組みはもちろん、危機が発生した場合には、的確な行動とともに正確な情報の伝達が求められることから、リスク管理も含めた組織マネジメント力を強化していく。

公共サービスの一部を担っている財政援助出資団体では、新公益法人制度への移行が進められている。一方、公共の概念は変化しており、設立目的や役割等を考慮しながら、整理・統廃合等を含めた将来のあり方について検討する必要がある。これらのことを踏まえながら、自治体総体としての経営力を高めていく。

(1) これからの時代を乗り切るための経営力の強化

今後も、最小の経費で最大の効果を發揮する、効率的な市政運営を推進していく。そのため、

民間経営の考え方や手法も取り入れながら、財源確保、各種政策資源の有効活用、選択と集中の徹底などを推進するとともに、的確な経営判断や判断結果の迅速な具体化を推進するため、経営力を高めていく。

(2)健全な財政運営の維持

財政運営ガイドラインの作成など、中長期の視点に立った計画的な財政運営を実施していく。また、「行財政改革を推進するための基本方針」を見直すとともに、事務事業及び補助金の見直し等を推進する。また、新たな事業を行う際には、常にスクラップ・アンド・ビルトの視点で既存事業の見直しを行っていく。複式簿記会計のシステム化などについても研究を進める。

(3)ICT化による業務の効率化の推進

ICTにより、業務の効率化が行われているが、導入から維持及び管理、システムの改修や更改を通した総額では、多額の費用を要するものもあるため、導入時点から精査し、経費の増大を抑制していく。また、昨今自治体クラウドの導入を進める自治体も出てきているが、その機能を十分に発揮するためには、他の自治体との事務の標準化等について検討すべきである。このような観点も踏まえながらICT化による業務の効率化を推進する。

(4)リスク管理能力・危機対応力の強化

業務上発生するあらゆるリスクを抽出、体系化するとともに、事例を共有することで、組織全体のリスク管理能力を高めていく。また、自然災害などに備え、業務継続計画(BCP)を更新していくとともに、各種の情報システムに関するBCP策定の取組みを全庁的に行う。そして、BCPを有效地に運用するためにPDCAサイクルに基づく業務継続マネジメント(BCM)を強化し、訓練や点検作業等を常に行っていく。

(5)行政サービスにおける適正な受益と負担

行政サービスにおける受益と負担は、公平で透明でなければならない。定期的に使用料・手数料の見直しを行い、適正な受益者負担による公平性の確保を図っていく。

(6)財政援助出資団体に関する将来像の検討

今日、公共の概念は広がり、公共サービスの提供主体は市民活動団体から企業まで多様化していること等から、行政や財政援助出資団体が担うべき役割を精査する時期がきている。そのため、財政援助出資団体でも経営改革を推進していくとともに、社会状況の変化も踏まえ、整理・統廃合を含めたあり方の検討が必要である。また、民間等との競合関係を念頭に、指定管理者制度のあり方についても検討していく。

基本施策6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営

市を取り巻く社会環境は刻々と変化しており、これからも魅力あるまちであり続けるために、市の職員は常に公共課題の本質を見極めながら、新しい課題に対して誠実かつ果敢に取り組み続けなければならない。そのため、これまで培ってきた知識や技術を継承するとともに、職員一人ひとりの能力の向上と、その能力を活かせる組織・人事制度の構築及び組織風土の醸成に取り組む。

(1)目的意識を持ち自らチャレンジする人材の育成

日常業務を通じ、上司から部下へ、先輩から後輩へと、技術・経験や仕事に対する姿勢・価値観を伝えていくとともに、自ら意欲的に学習し、自律して行動する人材を育成する。常に社会の変化を感じ大局的な視点から業務の目的を認識するとともに、経営感覚をもって変革と創造

にチャレンジする人材を育成する。

(2) 個の能力を活かし組織力を高める人事制度の確立

行政需要や環境の変化に柔軟に対応し、複雑な課題にもチャレンジする活力ある組織であり続けるため、職員一人ひとりの強みが活かせる人事制度を確立する。

(3) 職員構成や就労環境の多様化を見据えた組織のあり方の検討

職員一人ひとりの異なる属性、価値観や生活状況を認め、個性を活かして最大限に能力を発揮できる風土を醸成していく。また、女性管理職の登用など男女共同参画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や柔軟な働き方についても検討する。嘱託職員や臨時職員のマネジメントを適切に実施していくため、事務支援や任用・服務に関するガイドラインの策定を行う。また、任用事務については、標準化とともに集約化したうえで外部化を含めたあり方を検討する。

(4) 今後の自治体のあり方の検討と職員定数の適正化

今後、地方自治をめぐる環境は大きく変わることも考えられ、市のあり方や、市役所での仕事像についても明確にしながら、組織や機構の見直し、職員定数の適正化等を推進する。また、財政援助出資団体への職員派遣のあり方等についても方向性を明確化する。あわせて、退職職員の計画的な再任用・再雇用を推進するとともに、市民雇用創出事業についても積極的な活用を検討していく。

第7章 財政計画

1 日本経済の動向

日本経済は、平成20年秋のリーマンショックによる景気低迷から回復基調にあったが、平成23年3月の東日本大震災による甚大な被害、原子力発電所事故による電力不足やサプライチェーンの途絶及び消費活動の停滞などにより同年4月～6月期は急速に悪化し、国内総生産(GDP)は0.5%、年率換算で2.1%のマイナス成長となった。しかし、7月～9月期では、サプライチェーンの復旧による自動車などの生産の回復、震災直後の自肃ムードの解消によるサービス消費が伸びたことにより、GDPは1.5%、年率換算で6.0%増となった。しかし、同年10月の内閣府の月例経済報告では、景気の先行きは、依然厳しい状況にあるなか、引き続き持ち直してはいるものの、そのテンポは緩やかになっているとし、基調判断を震災以来、半年ぶりに下方修正した。また、日本銀行は、ギリシャの財政危機に端を発した欧州財政危機が世界経済に大きな影響を与えていていることから、日本経済に対する判断を「持ち直しの動きが続いている」から「持ち直しのペースは緩やか」に下方修正し、強い警戒感を示した。この欧州財政危機は、世界的な金融危機に波及するリスクを内包しており、これをきっかけに世界的な信用収縮が広がれば、日本経済も大きく下振れする恐れがある。さらに、急激な円高の進行は、企業の収益低下を招くとともに、海外転出による国内産業の空洞化の進行と雇用の悪化が懸念されており、今後の日本経済の見通しは不透明であると言わざるを得ない状況である。

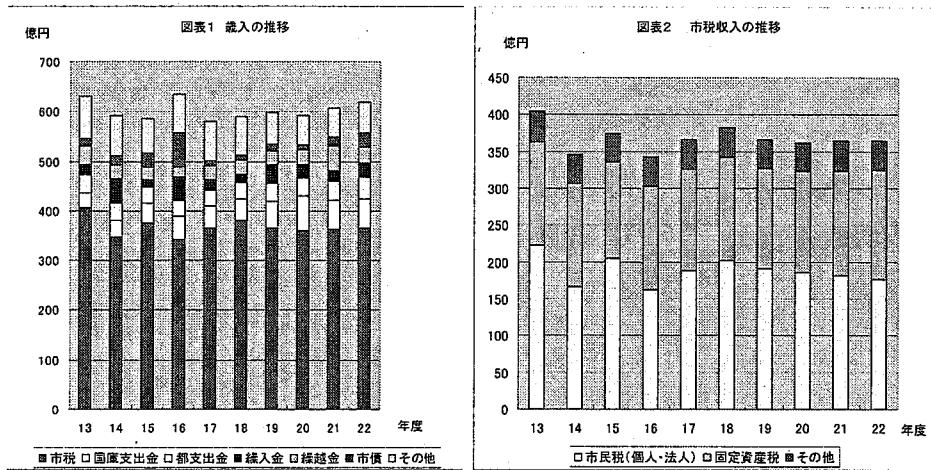
また、国と地方の長期債務残高が平成23年度末では、894兆円を超えると見込まれており、GDPの約200%と先進国に類を見ない巨額な債務となっている。国債の信頼性の維持から国の財政再建への取組みが急務とされており、地方財政においても大きな課題となっている。

2 武蔵野市の財政の状況と課題

武蔵野市は、市民の担税力に支えられ、健全な財政を維持してきた。財政の豊かさを示す指数である財政力指数は平成22年度において、1.547(3か年平均)となっている。

本市歳入の特徴の一つとして、市税が歳入全体の約6割を占め、そのうち、市民税が48.3%を占めており、こうした安定した財源が健全な財政運営を可能としている(図表1)。しかし、個人市民税は税制改正による影響を受けやすく、平成19年度では地方税率10%のフラット化により、約8億円もの減収となった。

また、法人市民税は、平成18年度に42億円の税収があったが、景気の低迷により、平成21年度では約半分の21億円台となり、ここ10年間で最低となった。平成22年度では、景気の回復による税収の好転が見られるものの、今後の景気情勢によっては、同様な税収が維持できるか、楽観できない状況である(図表2)。

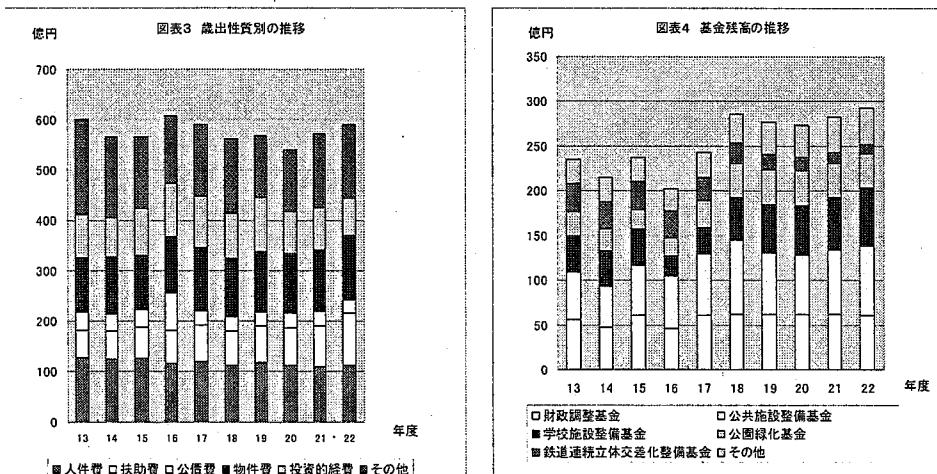


市税収入全体では、平成13年度の405億円がピークとなっているが、この収増の理由は、法人市民税の臨時的な増収によるもので、市税は平成19年度から22年度において、おおむね360億円台で推移している。

歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費、公債費が平成22年度では243億円に達し、10年間で25億円の増となっている。このうち、人件費は定数適正化計画の実施による職員数の減や給与改定、各種手当への見直しなどにより、10年間で16億円減しており、公債費についても市債残高の減少により9億円の減となった。一方、扶助費は高齢化の進行、景気低迷による生活保護の増、障害者自立支援法の施行、乳幼児や児童への医療費助成事業、子ども手当等により50億円の増となっており、今後も増加が見込まれる。

物件費は、人件費を抑制するために民間委託を進めたことも要因のひとつで止むを得ない面もあるが、10年間で17.6%、19億円の増となっている（図表3）。こうした扶助費や物件費の増加を、今後どの程度抑制していくかが、大きな課題のひとつである。

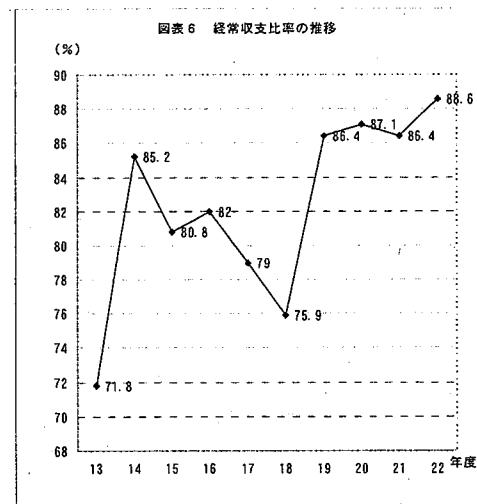
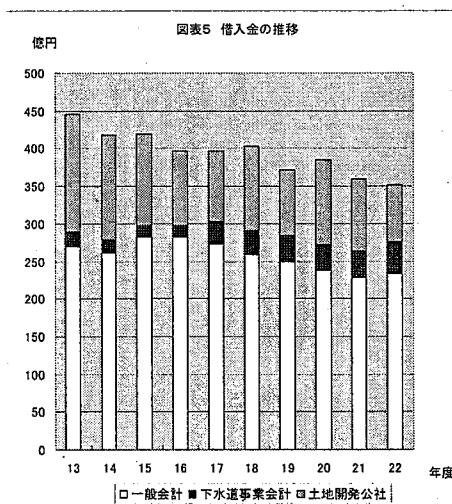
基金については、法人市民税の臨時的な増収分や事務事業の見直し等により生み出された財源を積み立ててきたことにより、10年前と比べ58億円増加し、平成22年度末で295億円に達している（図表4）。今後の施設更新のための財源の必要性を勘案すると、基金の更なる積み増しが今後も求められる。



市債については、平成 22 年度末の市債(借金)残高は、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社あわせて、351 億円で、平成 13 年度より 95 億円減少している。土地開発公社の借入金は、計画的な償還に努めており、平成 13 年度末借入残額 157 億円から平成 22 年度には 75 億円に半減しているが、今後も必要な土地の先行取得が予定されているため、これ以上の削減は進まない状況である。(図表5)。

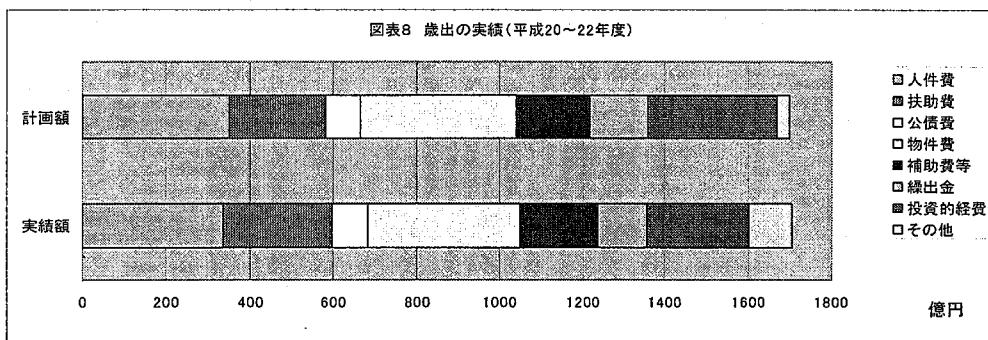
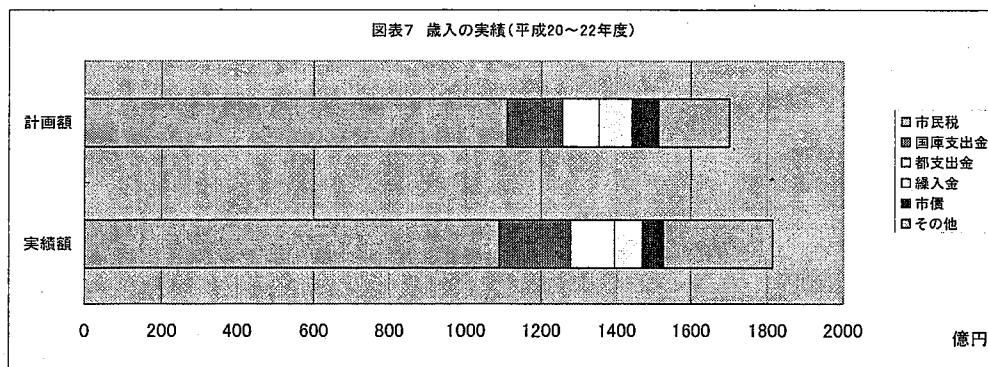
今後、クリーンセンターやその他の老朽化した公共施設の保全や建替えが見込まれ、多額な財源が必要となるため、基金や市債の計画的な活用が必要である。

市の財政の弾力性を示す指標として、経常収支比率があるが、都市部の他市と同様に上昇傾向にあり、平成 19 年度から平成 22 年度までおおむね 86%~88% 台で推移している(図表6)。一般的には 70%~80% が適正水準といわれているが、都市化の進展につれて数値も上がる傾向にあり、平成 22 年度決算における東京都 26 市平均 91.1% よりは低いものの、高止まりしている状況である。今後、扶助費や物件費の増により、現行水準を維持することが難しくなることが想定される。経常収支比率が 90% を超えた際には、次の予算編成に当たって、何らかの抑制等の実施についてのルール化をする必要がある。



3 財政計画の策定の方法について

財政計画は、地方自治体が総合的な行政運営を行うために財源的な裏付けを保証するものであり、第五期長期計画は、この財政計画のもとに策定している。第四期長期計画・調整計画における平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間の計画額と実績については、図表 7、8 のとおりで、歳入では計画額より実績額が上回っている。これは、平成 20 年度、国庫支出金として定額給付金にかかる交付金があったことや前年度繰越金の増などが大きな要因である。歳出は、全体額はほぼ同額であるが、平成 21~22 年度において投資的経費の縮減分と歳入の伸びた分を基金に積立てている。



財政計画策定にあたっては、第五期長期計画を担保し、従来の計画との整合性を図り、規律を持った財政運営を行うよう、次のとおりの方法とした。

①国の地域主権戦略大綱による、基礎自治体への権限移譲やひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保などの方向性が示されたが、いまだ本市への影響は明確になっていない。また、震災対策の財源確保のための税制改正も検討されているが、明確な指針が出されていない。このため、制度変更や税制改正については、策定段階で確実に予測できるもののみ見込むこととする。なお、子ども手当については、平成24年度からの児童手当の支給が与野党合意されたが、財源や地方負担について明確にされていないため、従来の児童手当制度をベースとした。

②計画は一般会計に限るものとする。なお、特別会計については、各会計の財政計画を作成し、一般会計の繰出金を推計している。

③各年度の歳入歳出に当たっては、従来の策定方式である、直近年度(平成22年度)の決算額を基礎数値として、一定の伸び率を乗じて歳入歳出を算出する方式を採用し、武蔵野市人口推計や経済見通し等を考慮して策定を行う。

④新規の事業計画の投資的経費については、各該當年度にその財源とともに計上する。なお、バランスシートから財政計画上考慮しなければならない後年度負担等についても明らかにしていくこととする。

4 財政計画(平成24~28年度)

平成24年度から28年度までの5年間の財政計画は図表9のとおりとなる。

図表9 財政計画(24年度~28年度)

歳入									(単位 億円)
	22決算額	23予算額	24年度 計画額	25年度 計画額	26年度 計画額	27年度 計画額	28年度 計画額	合計額 24~28年度	
市税	365	366	367	369	370	366	368	1,840	
国庫支出金	60	70	69	73	71	81	77	371	
都支出金	43	43	47	47	43	45	44	226	
繰入金	29	19	23	26	23	27	30	129	
市債	27	13	13	17	20	22	22	94	
その他	94	57	61	60	62	63	61	307	
計	618	568	580	592	589	604	602	2,967	

歳出									(単位 億円)
	22決算額	23予算額	24年度 計画額	25年度 計画額	26年度 計画額	27年度 計画額	28年度 計画額	合計額 24~28年度	
人件費	112	100	99	97	95	99	99	489	
扶助費	105	115	111	121	124	128	132	616	
公債費	26	26	26	25	25	20	20	116	
物件費	126	140	138	140	137	139	140	694	
補助費等	57	61	60	63	63	63	63	312	
繰出金	46	50	53	51	53	58	61	276	
投資的経費	75	68	85	87	83	89	79	423	
その他	44	8	8	8	9	8	8	41	
計	591	568	580	592	589	604	602	2,967	

歳入のうち市税は、平成23年8月時点の税制をベースに見込んだ。個人市民税は長引く景気低迷の影響による個人所得の縮小による減があるものの、市内の大型マンション建設に伴う納税者増や税制改正による扶養控除の見直しによる增收が見込まれるため、今後数年間はほぼ横ばいと想定している。法人市民税は、23年度は震災の影響により一時的に減と想定しているが、それ以後はやや持ち直し、微増と見込んでいる。

固定資産税については、地価の動向や新築マンションの建設見込み等から推計した。不動産価格の下げ止まりから、価格の大幅な修正はないと想定しているが、大型マンションの建設により家屋の評価額が増となる一方、土地の評価額が減少することから、全体として微減と見込んでいる。

今後5年間の市税はほぼ同額の水準で推移するとし、増は見込めないと推計した。

国庫支出金は、障害者自立支援負担金、生活保護国庫負担金等の増、子ども手当に替わる児童手当給付、また平成27、28年度における新クリーンセンター(仮称)建設事業に係る補助金についても計上し、平均11.6%の増と推計した。なお、震災の影響により国庫補助金の一部が削減されており、今後も実施される恐れがあるため、その動向を注視する必要がある。

都支出金は、都道整備に係る負担金、子育て推進交付金の推移や市立保育園の子ども協会移管による運営費負担金の増などを見込んだ。

繰入金は5年間で合計129億円と見込み、市債は新規事業における適債事業から合計94億円と推計した。

歳出については、人件費は給与改定を見込まず、定数適正化計画による職員数減、議員共済費や選舉人件費の見込みから算出した。また、退職手当については、定年退職を前提に推計を行った。

扶助費は、人口推計やこれまでの決算額の推移に生活保護事業、障害者自立支援事業、老人ホーム入所援護事業の増を見込んだほか、子ども手当に替わる児童手当などを加算し、毎年度2.2%の増を見込んだ。

公債費は、3年据置き20年償還、借入利率2.5%で算出した。

物件費、補助費等については、これまでの決算額の推移と今後予定されている事業経費を加えて抑制的に算出した。

繰出金は特別会計ごとに策定した財政計画から 5 年間合計で 276 億円としたが、このうち、下水道事業会計の使用料及び国民健康保険事業会計の保険税については、平成 25 年度に現行税(料)率の 1 割改定を想定して計上している。

新クリーンセンター(仮称)、武蔵境北口整備事業、公共施設の保全工事など、多額の経費を要する事業も予定されている。こうした投資的経費は全体で 423 億円となり、その内訳のうち一般財源は 108 億円でその他の財源は図表 10 のとおりとなっている。

図表 10 経常及び資本予算

区分	平成22年度 決算額	平成23年度 予算額	平成24年度 計画額	平成25年度 計画額	平成26年度 計画額	平成27年度 計画額	平成28年度 計画額	(単位 億円)
								合計額 24~28年度
経常予算								
収入	564	519	524	528	532	533	535	2,652
支出	516	501	495	505	506	515	523	2,544
差額	48	18	29	23	26	18	12	108
資本予算								
投資の経費	75	68	85	87	83	89	79	423
財源								
一般財源(経常予算差額)	21	18	29	23	26	18	12	108
国庫支出金	4	14	14	17	14	21	15	81
都支出金	5	7	8	6	2	3	2	21
基金繰入金	18	16	21	24	21	25	28	119
市債	27	13	13	17	20	22	22	94
計	75	68	85	87	83	89	79	423

基金及び市債の残高は図表 11 のとおりで、基金については、従来の方式と同様に想定が難しいことから、積立ては利子分のみとしており、新規の積立ては計上していない。基金残高は平成 28 年度で 159 億円、5 年間で 119 億円の減となる。

図表 11 基金と市債等の残高見込み

区分	平成22年度 決算額	平成23年度 予算額	平成24年度 計画額	平成25年度 計画額	平成26年度 計画額	平成27年度 計画額	平成28年度 計画額	(単位 億円)
								合計額 24~28年度
基金残高								
基金残高	295	278	257	233	211	186	159	
市債残高(一般会計)	234	218	209	204	203	208	213	
市債残高(下水道会計)	42	45	59	82	99	114	127	
土地開発公社借入額	75	93	106	95	97	97	97	
借入金合計	351	356	374	381	399	419	437	
借入金-基金残高	56	78	117	148	188	233	278	

この計画をもとにした平成 24 年度のバランスシートは図表 12 のとおりで、平成 22 年度から平成 28 年度では、固定資産は 273 億円増加し、負債は 14 億円減する見込み。一方、公共施設整備基金等の特定目的基金は 136 億円減少するが、正味財産は 151 億円増加すると見込まれる。その結果、資産・負債のバランスは健全な水準を維持できると見込まれる。

財政計画上考慮されなければならない後年度負担である市債等の償還予定表は図表 13 のとおりである。

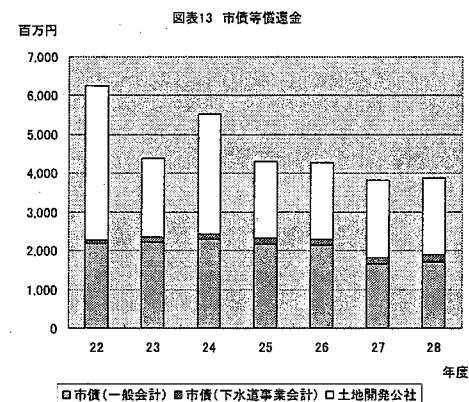
また、築 30 年を経過している主な施設の一覧として図表 14 を掲載しているが、本市では早期から公共施設を整備したため老朽化が進んでおり、計画的な更新は財政上における重要課題の一つとなっている。こうした施設の長寿命化を図るために、いままで施設の劣化保全工事を進めてきたが、これからはバリアフリー やユニバーサルデザインなどの福祉的な機能面、省エネルギー や CO₂ 抑制、地球環境問題に対応する環境性能、そして安全性能などの改良保全に取り組んでいく必要がある。公共施設白書を作成し、公共施設の総量抑制による適正な配置の検討も進めて

いるところである。

図表12 平成22年度及び平成24年度の予想バランスシート
(単位:億円)

	平成22年度	平成24年度	増減
流動資産	112	112	0
うち財政調整基金	61	61	0
固定資産	2,388	2,661	273
投資その他	261	125	△ 136
うち基金	234	98	△ 136
資産合計	2,761	2,898	137
負債	330	316	△ 14
うち市債	234	220	△ 14
正味財産	2,431	2,582	151
うち国・都支出金	325	422	97
うち積立金	295	159	△ 136
うち資産形成一般財源	1,811	2,001	190
負債・正味財産合計	2,761	2,898	137

図表13 市債等償還金



5 財政見通し(平成29~33年度)

本計画の後半である5年間の展望計画期間における歳入については、市税はほぼ横ばいと見込んでおり、国庫支出金についても国の財源不足から増は厳しい状況が見込まれる。

歳出については、高齢者人口の増や景気低迷の影響などによる扶助費の増、保険給付の増による国民健康保険事業会計や介護保険事業会計等の特別会計への繰出金の増が見込まれる。平成24~28年度財政計画のトレンドから、扶助費は毎年約4億円程度が増加し、繰出金についても毎年3億円増加すると見込むと、合わせて毎年7億円増加し、33年度には35億円もの財源が必要となる。また、物件費についても、毎年1億から2億円程度の増が見込まれる。さらに、平成22年度の公共施設の老朽化率は48.1%に達しており、施設保全経費の支出とともに建替え経費も必要となる。後年度になればなるほど、こうした経費が増加し、市の財政を圧迫することが想定される。老朽化が進んでいる施設としては、公会堂をはじめ、保育園や小中学校、くぬぎ園などがある。また、市内にある公園のうち借地が50か所67,321m²存在するため、相続等があれば用地買収の可能性が生じ、この経費も莫大なものとなる。

本計画後半5年間の展望計画期間の財政運営は、今まで以上に、基金や市債、そして国・都支出金を最大限に活用していくことが必要である。しかし、基金は本計画において平成28年度末は159億円と見込まれており、後半の展望計画期間内に枯渇する恐れがある。また、市債の活用については、世代間の負担の公平及び後年度負担を考慮しながら慎重に行なわなければならない。

現在の財政状況は、良好と言えるが、想定されるこうした財政状況を考えれば、今まで以上に、集中と選択に基づく時代の変化に対応した重点施策への資源配分が重要であり、そのためには、より一層の事務事業の見直しやスクラップアンドビルの徹底、施策の効率化に取り組む必要がある。

図表 14

築30年を超える主な市施設一覧

単位: m²

竣工年 度	経過年 数	施設名										総延 床面積	
		学校教育施設			コミュニティ センター		保育園		消防団		その他の施設		
		校舎	体育館	センター	センター	保育園	消防団	電話所	会堂	施設	施設		
S35	52年	五小 北校舎 2,522.91										2,522.91	
S36	51年	五中 五中 北校舎 南校舎 4,746.96										4,746.96	
S37	50年											0.00	
S38	49年	一中 東校舎 西校舎 6,012.65	五中 体育館 1,408.30						公会堂 2,486.62			9,907.57	
S39	48年											0.00	
S40	47年											0.00	
S41	46年											0.00	
S42	45年	二小 東校舎 二小 西校舎 5,030.00	二中 東校舎 二中 西校舎 6,180.60	三小 体育館 776.86	三小 体育館 869.50					桜堤 調理場 776.64		13,633.60	
S43	44年	一小 校舎 4,369.20		四小 体育館 771.03		南 保育園 830.50	消防第 6分団 118.44					6,089.17	
S44	43年	三小 校舎 4,656.42		一小 体育館 791.28								5,447.70	
S45	42年					車保育園 573.20						573.20	
S46	41年	境南小 東校舎 1,504.62	開前南 小校舎 3,631.46	三中 校舎 4,040.60	六中 校舎 4,686.26	五小 体育館 1,541.06	開前南 体育館 751.88	開前ミ セン分館 153.44	消防第 2分団 73.68	開前住宅 1,439.94		18,823.14	
S47	40年	四小 東校舎 5,263.50	四小 西校舎 2,710.21	五小 西校舎 1,153.10		六中 体育館 805.88			境南 保育園 1,284.57			11,217.26	
S48	39年								消防第 10分団 126.20			126.20	
S49	38年	三小 北校舎 井の頭 小校舎 551.78	四中 小校舎 5,444.50	五中 北校舎 6,518.82	五中 北校舎 427.35	中央 ボセイ 1,517.25						16,459.70	
S50	37年	境南小 西校舎 5,162.55				境南 ボセイ 1,602.88				境南小 給食室 360.54		7,125.97	
S51	36年					境南小 体育館 789.39	西久保 ボセイ 1,433.77	消防第 1分団 146.01	北町第2 住宅北側 くめぎ園 1,238.76	北町第2 住宅北側 くめぎ園 3,102.38	二小こと もクラブ 191.32	6,904.63	
S52	35年	桜野小 校舎 5,131.13				吉祥寺東 ボセイ 236.00	中町 集会所 205.42	境南第2 保育園 768.00		北町第2 住宅南側 1,238.76		7,582.31	
S53	34年	四小 本宿小 南校舎 1,105.85	本宿小 校舎 6,660.86	本宿小 体育館 791.45		吉祥寺北 ボセイ 1,381.09		消防第 4分団 108.77	消防第 8分団 130.11	本宿小 給食室 354.41		10,535.54	
S54	33年					人野田小 体育館 1,400.55	本町 ボセイ 507.02					1,907.57	
S55	32年	六中 東校舎 2,132.35				開前 ボセイ 782.70				山庁令 東・南棟 22,207.81	障害者協 会センター 1,612.98	26,735.84	
S56	31年					御殿山 ボセイ 601.66	桜堤 保育園 344.38			ジルバー入 材センター 835.58	温水 プール 3,168.91	木育こど もクラブ 233.26	5,183.79
S57	30年					一中 体育館 3,119.12	吉祥寺南 ボセイ 4,754.95	桜堤 保育園 1,181.61		桜堤 保育園 873.20	児童館 610.14		11,139.35
合計		91,493.78	19,221.47	10,247.25	3,850.78	703.21				41,145.92		166,662.41	

※平成23年8月31日現在

※境幼稚園、八幡町コミュニティセンターなど建替え、改修事業が具体的に進んでいる施設を除く

